

# 令和6年度

## 保育園・認定こども園のご案内

(第1版第1刷)



令和6年4月入所一次募集受付期間と方法について  
原則、郵送かマイナポータル（ぴったりサービス）で  
ご申請ください。

### ・郵送・マイナポータル（ぴったりサービス）

**令和5年10月20日（金）～令和5年11月17日（金）**

浦安市役所保育幼稚園課認定・入園係宛て/期日必着

送付先：〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1 浦安市役所 保育幼稚園課 認定・入園係  
追跡可能な方法での郵送を推奨しています。（レターパック、特定記録、簡易書留など）

### ・浦安市役所2階 保育幼稚園課

**令和5年11月10日（金）～令和5年11月17日（金）**

受付日：月～金・日（祝日除く）午前8時30分から午後5時まで

裏表紙の「重要確認事項」を必ずお読みのうえ、ご申請下さい。



浦安市 健康こども部  
保育幼稚園課 認定・入園係

〒279-8501

浦安市猫実一丁目1番1号

電話 047-712-6439（直通）

047-351-1111（代表）



## 目次

1	さまざまな保育サービスがあります	P 2
2	保育施設にはこんな種類があります	P 3
3	保育認定を受ける必要があります	P 5
4	令和6年4月利用の流れ（申請手続）	P 7
	*4月の利用調整に限り、出生前の申請を受け付けます	
5	令和6年5月～令和7年3月利用の流れ	P 9
6	利用申込に必要な書類	P11
7	きょうだい同時に申請するときは	P15
8	浦安市外在住の方の申込	P16
9	保育料	P17
10	幼児教育・保育の無償化	P20
11	申込後・入園後の注意事項	P21
12	保育園・認定こども園マップ	P25
13	保育施設の一覧	P27
14	受け入れ年齢別定員の一覧	P41
15	利用調整基準点数表・調整表・基本点の調整点の合計が同点の場合の判定基準	P42

申請書類一式



ページ ID : 1033673

令和6年度最新の空き状況



ページ ID : 1040777

令和5年度の結果



ページ ID : 1037466

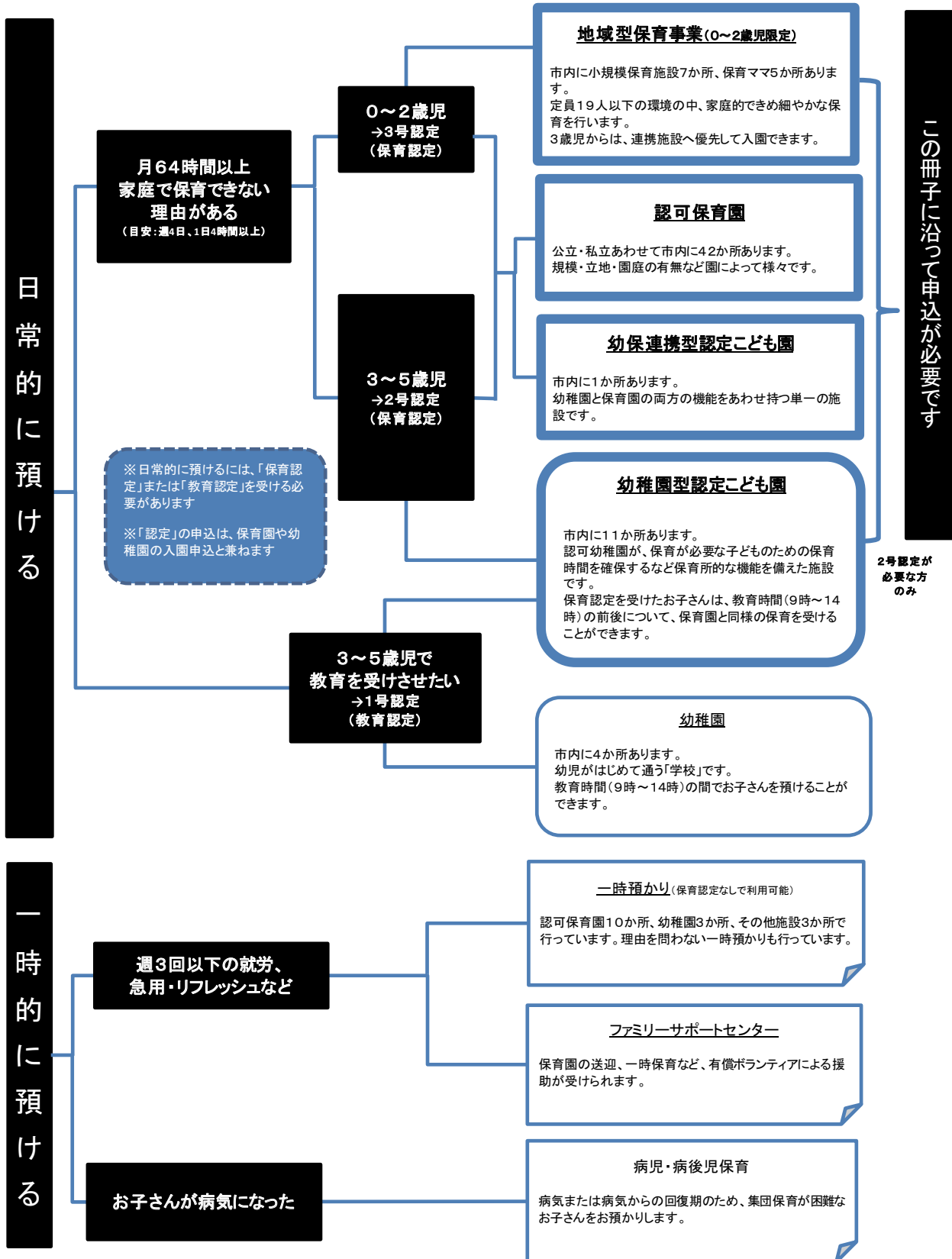
※浦安市ホームページへ移動します

### 令和6年度クラス区分

クラス		生年月日
0歳児クラス		令和5年（2023）4月2日～
1歳児クラス		令和4年（2022）4月2日～令和5年（2023）4月1日
2歳児クラス		令和3年（2021）4月2日～令和4年（2022）4月1日
3歳児クラス	3年保育（年少）	令和2年（2020）4月2日～令和3年（2021）4月1日
4歳児クラス	2年保育（年中）	平成31年（2019）4月2日～令和2年（2020）4月1日
5歳児クラス	1年保育（年長）	平成30年（2018）4月2日～平成31年（2019）4月1日

# 1.さまざまな保育サービスがあります

浦安市では、子育て中のご家庭にさまざまな保育サービスを提供しています。  
ご家庭の状況や目的にあわせて選択してください。



## 2. 保育施設にはこんな種類があります

申込先	市 役 所				
施設	認可保育園	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	小規模 保育	保育 ママ
対象 クラス	0歳～5歳		3歳～5歳	0歳～2歳	
設備	公立	私立	私立	公立	私立
運営	市	民間	民間	市	民間
設置数	7	35	1	11	7      5
保育料の 支払先	市		園	市	事業者

### 認定こども園について

幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持ち、教育・保育を一体的に受けられる施設です。  
 幼保連携型認定こども園の渋谷教育学園浦安こども園は、2号・3号認定のお子さんのみ利用できる施設です。  
 幼稚園型認定こども園は、3歳（年少／3年保育）からを対象とする11園があります。  
 教育時間（午前9時～午後2時）のみ利用（1号認定）のお子さんと保育時間も利用する（2号認定）お子さんが  
 いっしょになって学級を編成し、教育時間を過ごします。その前後の保育時間は、混合クラスでの保育となります。

### 小規模保育について

利用定員6人以上19人以下の小規模な施設できめ細やかな保育を行います。現在市内に7か所あります。  
 なお、3歳児クラス以降も保育が必要と認められる場合は、連携する認可保育園に入園できます。

### 保育ママについて

市が認定した保育ママの自宅で、家庭的な雰囲気の中で保育を行います。保育ママは、市内に在住する保育士・幼稚園教諭・看護師等の資格を持つ方・子育て経験のある方・子育てに対する熱意と愛情のある方などで、市が行う研修や実習を修了し、市が認定した方です。

保育ママの自宅近くにある市内認可保育園が「連携保育園」となっており、連携保育園での集団保育参加、定期健康診断、保育ママが病気等でお子さんを保育できない場合の保育など、さまざまな支援を行っています。また、公立保育園の職員が「家庭的保育支援者」として、保育ママ宅を巡回し、相談や援助等を行っています。

なお、3歳児クラス以降も保育が必要と認められる場合は、連携する公立幼稚園型認定こども園に入園できます。

◆食物アレルギーにより対応が必要な場合は原則ご利用いただけません。保育ママ利用後にアレルギーが判明した場合は、保護者の方に弁当やおやつを持参していただきます。また、お子様の保育の際に、医療行為等の配慮または措置が必要な際は受け入れができない場合があります。

園児の1日の生活スケジュール例（年齢、園によって多少差があります）

保育園など			幼稚園型認定こども園	
0、1、2歳児クラス	時間	3、4、5歳児クラス	時間	年少、年中、年長クラス
開園時間	7:00	開園時間	7:30	保育受入れ
随時登園、視診、あそび	8:30	随時登園、視診、あそび、 片付け、排泄、手洗い	9:00	登園 登園時の活動
排泄（おむつ交換）、手洗い、 おやつ	10:00	指導計画に基づく教育活動 排泄、手洗い		手洗い、当番活動 教育活動（あそび、学級全体の活動）
指導計画に基づく活動				
排泄（おむつ交換）、手洗い				
昼食	11:00	昼食準備、昼食	11:30	片付け、排泄、手洗い、昼食、 歯みがき
排泄（おむつ交換）、手洗い				
午睡	12:00	歯みがき、排泄、手洗い	12:45	教育活動（あそび、学級全体の活動）
	13:00	午睡準備、午睡	13:30	降園時の活動
	14:00		14:00	降園
起床、排泄（おむつ交換）、 手洗い、おやつ	15:00	起床、排泄、手洗い、 おやつ準備、おやつ		保育時間へ あそび
視診、排泄（おむつ交換）、 手洗い、あそび	16:00	視診、排泄、手洗い、 あそび、降園準備	15:00	おやつ あそび
随時降園	16:30	随時降園		随時降園
閉園時間	19:00	閉園時間	18:30	閉園時間

### 3. 保育認定を受ける必要があります

保育施設の申込にあたって、子どもの保育が必要であることの認定（＝保育認定）を受けていただきます。保育認定の申請は、保育施設の申込と同時手続きとなります。

保育認定は、「保育認定区分」、「保育必要量」、「保育を必要とする事由および有効期間」、の3つの項目に基づいて構成されます。

#### ① 保育認定区分

子どもの年齢や保育の希望の有無によって、1号から3号までの区分があります。

1号認定	満3歳以上で、幼児教育を希望される方
2号認定	満3歳以上で、保育を希望される方
3号認定	満3歳未満で、保育を希望される方

#### ご注意ください

2号認定および3号認定は、保育施設の利用申込の際に必要なですが、入所を保証するものではありません。  
入所希望者が定員を上回る場合は、利用調整（選考）を行い、保育の必要性の高い方（＝点数の高い方）から内定します。

#### ② 保育必要量

2号認定・3号認定では、家庭の就労実態などから「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに区分されます。この区分は、保育料や延長保育料にも影響します。

保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"><li>保護者ともにフルタイム勤務（通勤時間含めて月120時間以上）を想定し、1日あたり11時間までの利用を基本とする区分です。 フルタイム勤務ではない方でも、保育短時間ではお迎えが間に合わない等の場合には保育標準時間に認定することもあります。</li><li>保育標準時間の時間帯は、園によって異なります。</li><li>ただし、就労実態などから最低限必要と認められる時間帯が利用時間となります（家庭によっては11時間に満たない場合や、11時間を超える場合もあります）。</li><li>保育標準時間の時間帯を超えての利用は、延長料金が発生します。</li></ul>
保育短時間	<ul style="list-style-type: none"><li>保護者いずれかがパートタイム勤務（64時間以上120時間未満）を想定し、1日あたり8時間までの利用を基本とする区分です。</li><li>保育短時間の時間帯は園によって異なりますが、多くの園は8:30～16:30となっています。</li><li>ただし、就労実態などから最低限必要と認められる時間帯が利用時間となります（家庭によっては利用時間が8時間に満たない場合や、8時間を超える場合もあります）。</li><li>保育短時間の時間帯を超えての利用は、延長料金が発生します。</li></ul>

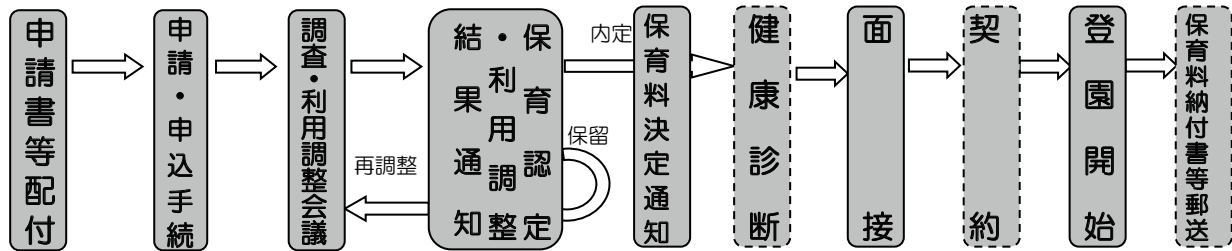
### ③ 保育を必要とする事由および有効期間

有効期間は、事由ごとに設定された以下の期間、3歳の誕生日の前々日、小学校就学前日のいずれかのうち、最も早く到達する期間で認定します。

事由が変更になった場合、届出をすることで引き続き在園できます（必要な書類など P11～14 参照）。ただし、出産事由で入所した場合のみ事由変更はできません。

保育を必要とする事由		有効期間	保育必要量
1. 就 労	常態として、ひと月において 64 時間以上の就労をしている方	就労している期間	標準時間 ／短時間
2. 出 産	出産前後の休養のため保育することができない方	出産予定月の前 2 か月から、出産月の後 2 か月まで	標準時間 ／短時間
3. 疾 病	疾病や負傷中の方	診断書上の療養期間	標準時間 ／短時間
4. 障 が い	障がいのある方	資格喪失の月まで	標準時間 ／短時間
5. 介 護	常態として、親族（同居・別居ともに申込児童からみて三親等以内）をひと月において 64 時間以上介護等している方	介護が必要な期間	標準時間 ／短時間
6. 災 害	震災、風水害、火災等で家屋が失われまたは損傷を受け、その復旧に当たる方	復旧に必要な期間	標準時間 ／短時間
7. 求 職 中	「1. 就労」の要件を満たす仕事を探している方（起業の準備を含む）	新規入所→施設利用開始日から起算して 90 日間	短時間
		在園中→退職日の翌日から起算して 90 日間	
8. 就 学	常態として、ひと月において 64 時間以上の就学・技能習得のために通学している方（学校教育法に規定された学校や職業訓練校、その他就労につながる就学全般）	卒業または退学した月の末日まで	標準時間 ／短時間
9. 育児休業	育児休業中の方 （すでに就労事由で在園している児童のみ対象）	育児休業復職日または育児休業対象児童が満 2 歳になる月末まで、いずれか早い日まで	短時間
10. そ の 他	上記 1～9 に類する状態にある方	必要な期間	標準時間 ／短時間

# 4.令和6年4月利用の流れ（申請手続）



1次	10/20～11/17	1/22	4/1	4月中旬
2次	1/22～2/16	3/11	4/1	4月中旬

## 申請書兼申込書配付

配付開始日	令和5年10月20日（金）
配付場所 配付時間	市ホームページでは10月13日（金）よりデータを先行公開 ・浦安市役所2階 保育幼稚園課 午前8時30分から午後5時 ・市内の認可保育園、幼稚園、認定こども園

## 申請・申込手続

必要書類	P11の必要な書類①～⑥
受付期間 受付場所 受付時間 ※土曜日・祝日 を除く	<p>〈1次申込期間〉</p> <p>◆郵送受付（浦安市役所保育幼稚園課認定・入園係宛て/期日必着）★推奨 ◆マイナポータル（ぴったりサービス）による電子申請（新規申込のみ） 令和5年10月20日（金）～令和5年11月17日（金）</p> <p>・郵送送付先：〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市 保育幼稚園課 認定・入園係 追跡可能な方法での郵送を推奨しています。（レターパック、特定記録、簡易書留など） ・マイナポータルからの申請については、新規入所申込のみ申請可能です。必ずP14の注意 事項をご確認のうえ申し込みください。国が運営するマイナポータルページ（myna.go.jp） 内の「手続きの検索・電子申請」で、都道府県を「千葉県」、市区町村を「浦安市」にして 検索してください。申請方法に関する詳細はサイト内でご確認ください。</p> <p>◆浦安市役所2階 保育幼稚園課 午前8時30分から午後5時まで 令和5年11月10日（金）～令和5年11月17日（金）</p> <p>〈不備・不足書類受付期間〉 令和5年11月20日（月）～令和5年12月10日（日） 11/17までに申し込みを受付した方で、書類の不備・不足があった場合に、上記場所・方法 で受付します。ただし新規申込は受付しません。</p> <p>〈2次申込期間〉◆郵送受付・電子申請・市役所窓口（上記1次申込に同じ） 令和6年1月22日（月）～令和6年2月16日（金）</p>
注意事項	<p>*市役所窓口での申請は、大変混雑します。可能な限り郵送でご申請ください。</p> <p>*疾病や障がいなどで配慮が必要な場合は、申請をする前に保育幼稚園課へご相談ください。</p> <p>*郵送でのお申込みの場合、保育幼稚園課からの受付連絡や通知は行いません。</p> <p>*あらかじめ申請書等にご記載のうえ、提出していただきますようご協力お願いします。</p> <p>*4月の利用調整に限り、出生前の申請を受け付けます。詳しくは別紙をご覧ください。</p> <p>*書類が揃わない場合は、利用調整にかけることができませんので、ご注意ください。</p> <p>*上記受付期間は新規利用申請、転園申請のみに適用するものではなく、すでに申請した内容 の変更や取下げも含めた利用調整に関する申請全般にかかるものです。</p> <p>*2次申込は、1次申込に空きが出た場合のみ利用調整します。</p> <p>*浦安市外在住の方で、里帰り出産と浦安市に在勤の方の申請は2次申込のみとなります。</p> <p>*育児休業延長のために保留通知が必要な方は、2次申込にて申請してください。</p>



(前ページより)

**注意事項**

\*複数年度の入所申込をし、両方に内定が出た場合は、入園前にどちらかの園の内定辞退が必要です。転園申請の場合、先にいずれかの年度で転園決定後はもう一方の年度の転園申請は自動的に取り下げとなります。

**調査・利用調整会議**

- 書類調査、利用調整基準点数表・利用調整基準点数調整表（P42～44 参照）に基づき点数付けをします。
- 利用調整会議で点数が高い方から利用内定を決定。点数が同じ場合、基本点と調整点の合計が同点の場合の判定基準（P44 参照）で判定します。

**利用調整結果通知**

内定	保留	通知方法	郵送（利用調整結果（利用内定・保留）にかかわらず全員） ※電話や来庁でのお問い合わせにも回答します。
		通知日	1次申込結果 令和6年1月22日（月）頃に郵送予定 2次申込結果 令和6年3月11日（月）頃に郵送予定
		注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>保留の場合、年度内（令和7年3月利用調整まで）に限り、次回以降も自動的に利用調整にかかります。書類の再提出は不要です（ただし、育休復帰、転職、勤務内容変更、同居者増減、認可外保育園通園開始、次子妊娠など、状況変更時にはP21の書類提出が必要です）。</li> <li>利用調整結果は、初回のみ送付します。保留の場合、次回以降の結果については、利用内定の場合のみ送付します。</li> <li>発育の遅れなどがある場合は、結果通知を郵送する前に体験入園していただき、集団生活が可能か確認させていただきます。</li> </ul>

**保育認定通知・保育認定証の発行**

**保育料決定通知**

内定施設・事業所を利用する場合の保育料（保育料決定通知書）を登園開始までの間に自宅へ郵送します。

**健康診断**

病院で健康診断を受診していただきます（自費、どちらの病院でも可）。  
※幼稚園型認定こども園の場合は不要です。

**面接**

内定施設・事業所で面接します。利用にあたっての注意・重要事項などをご説明します。保育条件や実費徴収金などをふまえて、お子さんを預かる・預けるという双方の意思（合意）を確認します。※面接時には保育認定証が必要になります。

**契約**

幼保連携型認定こども園、保育ママ、小規模保育に内定した方は、教育・保育の提供について、各施設・事業者と直接契約をします。認可保育園、幼稚園型認定こども園に入所する方は、利用の承諾書を利用施設を通じて市から配付します。

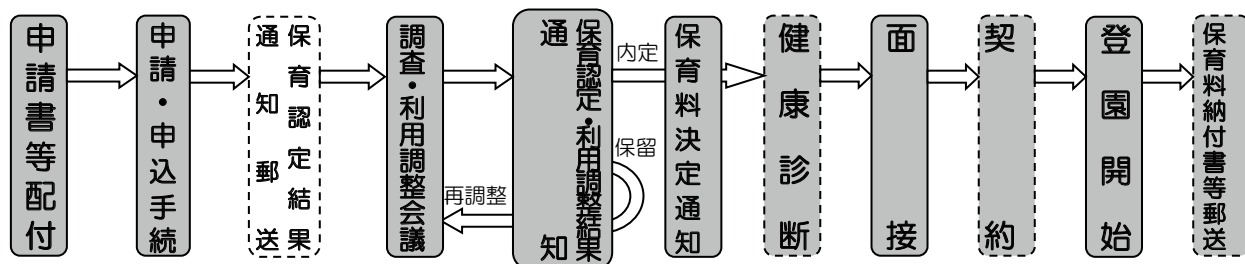
**登園開始**

4月1日（産休明け児童のみ月途中）から登園開始となります。慣らし保育があります。

**保育料納付書等の郵送**

- 4月中旬頃に保育料の納付書もしくは口座振替のお知らせを自宅へ郵送します（認可保育園のみ）。
- 認可保育園以外の施設・事業者を利用の場合は、各施設・事業者の定める方法で直接施設・事業者へお支払いすることになります。

# 5.令和6年5月～令和7年3月利用の流れ



前月 10 日頃まで

前月 20 日頃

当月 1 日 当月中旬

## 申請書兼申込書配付

配付場所  
配付時間

- ・市ホームページからダウンロード
- ・浦安市役所2階 保育幼稚園課 午前8時30分から午後5時
- ・市内の認可保育園、幼稚園、認定こども園

## 申請・申込手続き

申請書類	P11 の必要な書類①～⑥		
受付期間 ※土曜日・祝日 を除く	利用開始希望月	受付期間	
	令和6年5月	令和6年	2月13日(火)～4月10日(水)
	6月		3月11日(月)～5月10日(金)
	7月		4月11日(木)～6月10日(月)
	8月		5月13日(月)～7月10日(水)
	9月		6月11日(火)～8月9日(金)
	10月		7月11日(木)～9月10日(火)
	11月		8月13日(火)～10月10日(木)
	12月		9月11日(水)～11月8日(金)
	令和7年1月		10月11日(金)～12月10日(火)
	2月		11月11日(月)～令和7年1月10日(金)
	3月		12月11日(水)～令和7年2月10日(月)
受付場所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送受付（浦安市役所保育幼稚園課認定・入園係宛て/期日必着）</li> <li>・マイナポータル（びったりサービス）による電子申請（新規入所申込のみ）</li> <li>・窓口受付（浦安市役所2階 保育幼稚園課 午前8時30分から午後5時）</li> </ul>		
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>*FAX・メールでは受付できません。出生前の申請は受付しません。</li> <li>*上記受付期間は新規利用申請、転園申請のみに適用するものではなく、すでに申請した内容の変更や取下げも含めた利用調整に関する申請全般にかかるものです。</li> <li>*電子申請で申し込みされる方は、必ずP14の注意事項をご確認ください。</li> <li>*令和7年4月一次及び二次入所申請の受付期間前の一定期間はマイナポータル（びったりサービス）での受付を停止する予定です。</li> </ul>		

## 保育認定通知・保育認定証の発行

- ・利用調整結果と同時に通知する場合があります。

(次ページへ)

(前ページより)

### 調査・利用調整会議 (前月15日頃)

- 書類調査、利用調整基準点数表・利用調整基準点数調整表 (P42~44 参照) に基づき点数付けをします。
- 利用調整会議で点数が高い方から利用内定を決定。点数が同じ場合、基本点と調整点の合計が同点の場合の判定基準 (P44 参照) で判定します。

### 利用調整結果通知

内定

保留

通知方法	郵送 (利用調整結果 (利用内定・保留) にかかわらず全員) ※電話や来庁でのお問い合わせにも回答します。
通知日	前月20日頃
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保留の場合、年度内 (令和7年3月利用調整まで) に限り、次回以降も自動的に利用調整にかかります。書類の再提出は不要です (ただし、育休復帰、転職、勤務内容変更、同居者増減、認可外保育園通園開始、次子妊娠など、状況変更時には P21 の書類提出が必要です)。</li> <li>• 利用調整結果は、初回のみ送付します。保留の場合、次回以降の結果については、利用内定の場合のみ送付します。</li> <li>• 発育の遅れなどがある場合は、結果通知を郵送する前に体験入園していただき、集団生活が可能か確認させていただきます。</li> </ul>

### 保育料決定通知

内定施設・事業所を利用する場合の保育料 (保育料決定通知書) を登園開始までの間に自宅へ郵送します。

### 健康診断

病院で健康診断を受診していただきます。(自費・どちらの病院でも可)  
※幼稚園型認定こども園の場合は不要です。

### 面接

内定施設・事業所で面接します。利用にあたっての注意・重要事項などをご説明します。保育条件や実費徴収金などをふまえて、お子さんを預かる・預けるといふ双方の意思 (合意) を確認します。※面接時には保育認定証が必要になります。

### 契約

幼保連携型認定こども園、保育ママ、小規模保育に内定した方は、教育・保育の提供について、各施設・事業者と直接契約をします。利用の承諾書を利用施設を通じて配付します (認可保育園、幼稚園型認定こども園のみ)。

### 登園開始

毎月1日 (産休明け児童のみ月途中) から登園開始となります。慣らし保育があります。

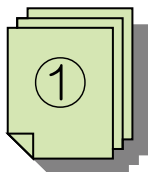
### 保育料納付書等の郵送

- 利用開始月中旬頃に保育料の納付書もしくは口座振替のお知らせを自宅へ郵送します (認可保育園のみ)。
- 認可保育園以外の施設・事業者を利用の場合は、各施設・事業者の定める方法で直接施設・事業者へお支払いすることになります。

## 6. 利用申込に必要な書類

ど  
ち  
ら  
か  
1  
つ

### 新規申込の方



#### ① 申込書（保育所入所等申込書）

令和6年度用をご利用ください。記載事項に漏れのないようお願い  
します →書き方は申込書の書き方をご覧ください

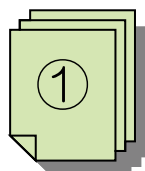
※郵送申請する方は、「浦安市保育所申込み郵送受付チェックリスト（令和6年度利  
用調整用）」を記入して必ず同封してください。



#### ②マイナンバー確認書類（個人番号（マイナンバー）提出用紙）

申込にあたり、同居者全員のマイナンバーが確認できる書類の提出  
が必要です

### 転園申込の方



#### ① 令和6年度転園申請書

記載事項に漏れのないようお願いいたします

→書き方は申込書の書き方をご覧ください

※郵送申請する方は、「浦安市保育所申込み郵送受付チェックリスト（令和6年度利  
用調整用）」を記入して必ず同封してください。

全  
員  
共  
通



#### ③保育の必要性の認定に係る証明書

お子さんの保育が必要であることを確認するための書類です

→詳細はP12をご覧ください

※保育の必要性の認定にかかる証明書を既に提出していて、当該証明書の証明日  
が申込日時時点で6か月以内であれば、再度の提出は不要です

該  
当  
者  
の  
み



#### ④状況により必要な書類

認可外保育園通園中や単身赴任など、家庭の状況、お子さんの状況によっ  
て提出が必要な書類です →詳細はP13をご覧ください

※状況により必要な書類を既に提出していて、当該証明書の証明日が申込日時  
時点で6か月以内であれば、再度の提出は不要です



#### ⑤税書類

保育料の算定や、同点の場合の判定基準に必要な書類です

→詳細はP14をご覧ください



#### ⑥転入予定の方が追加に必要な書類

転入後の住所がわかる書類、世帯全員分の住民票（写し）、浦安市  
保育所申込郵送受付チェックリストの提出が必要です

→詳細はP14をご覧ください

## ② マイナンバー確認書類（個人番号（マイナンバー）提出用紙）

【必要な方】 保護者全員、申請児童、同居者全員

添付書類	必要な数	必要な書類
番号確認書類（世帯全員）	右記いずれか 1通	通知カードや個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票の写し
<b>本人確認書類</b> （保護者の方のうちお一人分）  ※【顔写真付き】1通、 【顔写真なし】2通、 どちらか一方をご用意ください	右記いずれか 1通	【顔写真付き】 個人番号カード、運転免許証、パスポート、 障害者手帳、療育手帳、在留カード など
	右記いずれか 2通	【顔写真なし】 公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、 国民年金手帳、児童扶養手当証書 など

\*番号法の施行に伴って、保育施設の利用を希望する方は、「個人番号（マイナンバー）提出用紙」★にすべての保護者及び同居者全員のマイナンバーの記入と、番号法に基づく「番号確認」と「本人確認」ができる書類を添付してください。

\*きょうだい同時に申込する場合は1枚提出で可

\*浦安市外在住の方の申込は世帯全員分のマイナンバーが記載された住民票の写しを必ず提出してください。

## ③ 保育の必要性の認定に係る証明書

【必要な方】 保護者全員

18歳以上64歳未満（生年月日が昭和35年4月2日～平成18年4月1日の方）の同居者

保育を必要とする事由	保育の必要性の認定に係る証明	
1. 就労（内定）中の方	固定就労の方	就労（内定）証明書★
	変則就労の方	就労（内定）証明書★+1か月分のシフト表
	上記に関わらず 自営業の方	下記よりいずれか1種類を就労（内定）証明書★に添付してください  直近の確定申告書、税務署に提出した個人事業の開業・廃止届出書、業務受託契約書、売上・報酬の記録（通帳等）、事業所の賃貸借契約書等の写し ※「事業専従者」の方は、給与の支払いがわかるものを添付してください。 例：専従者給与が確認できる確定申告書の写し
2. 求職中の方	なし（申請時、証明書不要）	
3. 出産の方	出産予定日を記入した母子健康手帳表紙のコピー	
4. 疾病の方	診断書★	
5. 障がいのある方	障害者手帳のコピー	
6. 介護する方	介護状況報告書★ + 診断書★または介護保険被保険者証のコピー	
7. 就学中の方	就学状況報告書★ + 在学証明書 + 時間割表（曜日と時間が分かるもの）	

\*保育を必要とする事由が複数ある場合は、すべての証明をご提出ください。

\*書類の有効期限：証明日から6か月

\*保護者の書類がない場合、求職中扱い（利用調整点数20点）

18歳以上64歳未満の同居の方の書類がない場合、1人につき利用調整点マイナス1点

\*★は浦安市様式を使用してください。市ホームページからダウンロードできます。→



#### ④状況により必要な書類

##### 【必要な方】保護者、同居者

申請児童、申請児童のきょうだいのうち、次の表の状況に該当する方全員分

状 況	必要な書類	備 考
1. 認可外保育園や一時預かり 非定型保育、私立幼稚園に 通園中	在園・通園証明書★	有償でひと月 64 時間以上預け入れ ていることを常態としている場合は 点数+1点
2. 外国籍の方	在留カード（表裏）のコピー	資格外活動許可欄の記載がない場合 は、資格外活動許可証のコピーも必 要
3. 単身赴任	辞令のコピー （就労証明書に記入があれば不要）	—
4. 世帯・生計中心者が 解雇・倒産	解雇・倒産が証明できる書類 （コピー可）	保育必要事由が求職中の場合は点数 +1点
5. 生活保護受給中	生活保護受給証明書	点数+7点。社会福祉課で受領する
6. 通園中の保育施設等が廃園 される（された）方	通園証明書と廃園される（された） ことを証する書類	有償でひと月 64 時間以上預け入れ ていることを常態としている場合 で、市長が指定した保育施設等に限り 点数+3点
7. 障がいのある方	障害者手帳のコピー	世帯の所得割 77,101 円未満で保育料 無料、給食費免除
8. 出生前申請をする方	詳しくは別紙をご覧ください	—

\*★は浦安市様式を使用してください。市ホームページからダウンロードできます。→



#### ※ 下の子の育児休業を取得予定または取得中の方へ

一定の条件を満たす場合、下の子の育児休業中でも上の子は退園することなく、在園を認めています。

詳しくは、P23 や市ホームページをご確認ください。

#### 離婚の予定がある方へ

##### ■協議離婚の話し合いをされている方

⇒保護者ともに「③保育の必要性の認定に係る証明書」、「⑤税書類」が  
必要です。保護者いずれかの提出がない場合は、求職中扱いおよび保育料最高額  
として取り扱います。

ドメスティックバイオレンスなど、特別な事情がある場合は、  
保育幼稚園課へご相談ください。

##### ■離婚調停中・裁判中の方

⇒配偶者と「別居」※1の場合は、裁判所が受理した「調停申立書」または  
「事件係属証明書」 または「呼出状」いずれかのコピーの提出により  
「ひとり親」の扱いとなります。その場合は、別居配偶者の書類の提出は不要です。

※1 「別居」とは、世帯および住所がいずれも異なる状態に限ります。  
世帯だけ別であっても、同じ住所であれば別居とはみなしません



## ⑤ 税書類

【必要な方】保護者全員

令和6年4月から8月の入園を申し込む場合	
令和5年1月1日の 住所が浦安市以外の方	<b>令和5年度 市区町村民税課税（非課税）証明書</b> *令和5年1月1日にお住まいだった市区町村でご用意ください。
令和6年1月1日の 住所が浦安市以外の方	<b>令和6年度 市区町村民税課税（非課税）証明書</b> *令和6年1月1日にお住まいだった市区町村で6月頃に発行されます。7月10日まで に追加でご提出ください
令和6年9月から令和7年3月の入園を申し込む場合	
令和6年1月1日の 住所が浦安市以外の方	<b>令和6年度 市区町村民税課税（非課税）証明書</b> *令和6年1月1日にお住まいだった市区町村で6月頃に発行されます。

\* 証明書は、**所得額、控除額、控除内訳（人的控除内訳を含む）、市民税額の記載された証明書が必要です。**

- ・給与所得のみ、かつ配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除などの控除がない場合は、特別徴収税額 決定通知書の提出でも可
- ・収入が無い場合も税の申告が必要です。税額の確認ができない場合、保育料の額を最高額とみなして算定します。
- ・提出期限までに税書類をご提出いただけない場合、利用調整点が同点の時に不利になる可能性があります。
- ・住民税および所得税の修正申告を行った場合は、その後の保育料の額が変更になる場合がありますので、修正申告書の控（コピー可）を速やかに提出してください。
- ・海外での収入がある方は、令和4年（2022年）1月から12月までの期間及び令和5年（2023年）1月から12月までの期間の収入を証明する書類を提出してください。収入から見込みで算出した市民税で保育料を算定します。

## ⑥ 転入予定の方が追加に必要な書類

以下3つの書類が必要となります。

### ◆浦安市の転入先の住所、引き渡し日が分かる契約書

（例：売買契約書のコピー、または賃貸借契約書のコピーなど）

- \* 実家に転入等、契約を伴わない転入の場合は、実家の方などに右図のような申立書（様式自由）を作成してもらってください。
- \* 勤務先の借り上げ物件に居住する場合は、居住することが分かる証明書（様式自由）を勤務先へ作成してもらってください。
- \* 4月入所一次申込のみ転入先の住所が決まっている場合は、契約途中の書類でも受け付けます。（提出期限：12月10日（日））

### ◆世帯全員分のマイナンバーが記載された住民票（写し）

### ◆浦安市保育所申込み郵送受付チェックリスト★市ホームページからダウンロードできます。

申立書(例)
浦安市長 宛
転入予定者 浦安 太郎 浦安 花子 浦安 舞子
記
上記の者が、令和〇年3月下旬に、私どもと同居する予定であることを証明します。
以上
令和〇年 11月 18日
申立人 入船 千鳥（64歳） 入船 明海（62歳） 住 所 浦安市猫実1-1-1

## マイナポータル（ぴったりサービス）による電子申請にて申し込みされる方へ

以下の注意事項及び別紙「【電子申請】保育所等入所申込みにおける注意事項」を必ずご確認ください。申請してください。

### ■新規申請受付のみ申請可能

すでに浦安市内の認可保育所等を利用中の方の転園申請や、すでに申請した内容の変更は、電子申請では受付できません。

\* 転園申請をご希望の方、申請内容に変更がある方は、郵送申請してください。

### ■希望施設

「【全園希望】入園できれば上記希望以外でもよい」は無効とします。

\* 希望施設に記載の無い園には内定が出ません。

\* きょうだい異なる希望施設・順位を希望する場合は、電子申請では受付できません。郵送申請してください。

### ■きょうだいの希望条件

1、「優先児童あり」を選択した場合、指定できる優先児童は1人のみです。

2、「上記以外の希望条件」は無効とします。

\* 優先児童を2人以上指定した場合は、1人に変更していただきます。

\* 必ず所定の選択肢からきょうだいの希望条件を選択してください。

# 7. きょうだい同時に申請するときは

## 1、提出書類

申請書は児童ひとりにつき1枚提出が必要です。

ただし、就労証明書など添付書類については、原本は1部、きょうだいの分はコピーを添付し、提出していただければ受付します。

## 2、内定条件

きょうだい同時に申請するときには、内定条件を決める必要があります。

### ◆ 決め方と注意点 ◆

#### ◆きょうだい同時内定限定か、1人でも入れたいか決める

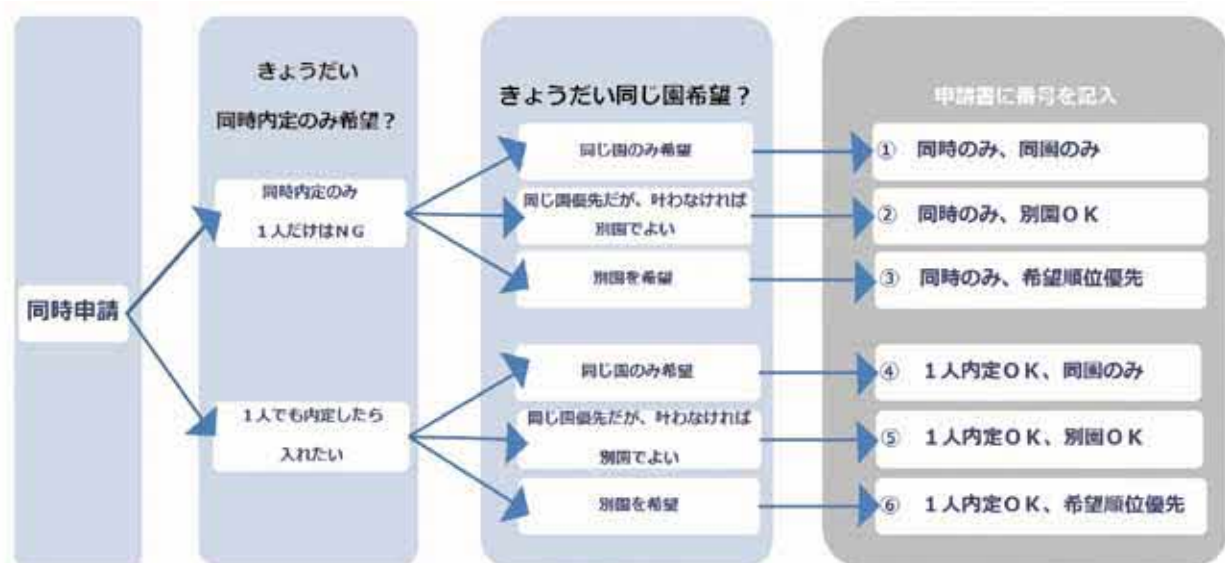
1人だけ内定が決まった場合も、入所後は保育を必要とする事由を満たしていることが必要です。  
1人だけ入所した場合は、育児休業から復帰できないなど、入所後に保育を必要とする事由を満たすことが困難であれば、同時内定限定にする必要があります。

#### ◆1人でも入れたい場合、先に入れたい子を指定するか決める

指定した場合は、指定されなかった方の子のみ内定が出る状況になっても、内定を出しません。  
指定しない場合は、きょうだいどちらかに内定が出る状況であれば、その子が内定となります。

#### ◆きょうだいで同じ園優先か、別々の園でもよいか決める

同じ園優先の場合は、きょうだい全ての希望園と希望順位を一致させる必要があります。  
下記の表①②④⑤のいずれかを選択する場合、希望園を一致させないと、複数園の同園内定がでたときに、希望順位が判断できないため受付できません。



+ ④、⑤、⑥を選択し、かつ先に1人でも内定を出す児童を指定する場合は、氏名も記入



## 8. 浦安市外在住の方の申込

お申込の前に、浦安市保育幼稚園課に、世帯状況や就労状況、転入予定の有無、里帰り出産等の状況を伝えたくて、申込をする際の注意点をご確認くださいとスムーズです。

### 1. 浦安市に転入予定の方

#### ◆申請先

浦安市保育幼稚園課

#### ◆申込期間

P7、P9ページに記載の各月の受付期間をご参照ください。

- ・郵送で提出する際は期限までに必着となりますのでご注意ください。

#### ◆申込書類

P11～14の①～⑥をご参照ください。

- ・可能な限り、すべての書類は浦安市書式をご利用ください。
- ・特に、転入後の住所、引き渡し日がわかる書類（売買契約書コピー、賃貸借契約書コピー、申立書）、世帯全員分のマイナンバーが記載された住民票が必須となりますのでご注意ください。
- ・郵送申請をする方は、「浦安市保育所申込み郵送受付チェックリスト（令和6年度利用調整用）」を記入して必ず同封してください。

#### ◆転入後に必要な手続き

- ・入所月の前月末日までに、浦安市役所市民課で転入手続きをしてください。  
転入手続きが間に合わない場合は、内定取り消しとなりますのでご注意ください。

### 2. 浦安市で里帰り出産予定の方、または浦安市に勤務先がある方

#### ◆申請先

現在お住まいの市区町村の担当課

#### ◆申込期限

浦安市の受付期間までに、お住まいの自治体から書類が送付される必要があるため、

受付期間 10 日前までにはお申込ください。

なお、浦安市民の利用が優先となるため、4月入所1次の受付はしていません。

#### ◆申込書類

P11～14の①～⑥をご参照ください。

- ・現在お住まいの市区町村指定の書式で書類をご用意ください。
- ・現在お住いの市区町村で発行された「保育認定証」をお持ちの場合はあわせてご提出ください。

#### ◆利用調整の基準

浦安市民の利用調整終了後に、空きがある場合のみ利用調整をします。

### ※市外施設の申込

市区町村によって、利用条件、必要書類、利用調整の方法などが異なりますので、お申込の前に、利用希望施設のある市区町村の担当課に、次の事項を必ず確認してください。

<確認事項> 申込条件、申込期限、申込書類、希望施設の空き状況、申込をする際の注意点

<注意点> 世帯状況や就労状況とともに、住民票は現在浦安市にあること（転出予定の有無）、希望する施設が自宅や勤務先に近い、里帰り出産等の状況を必ず伝えてください。

#### ◆浦安市から転出される方の必要な手続き

住民票の異動と、転出先自治体の住民としての申請が必要です。詳細は、転出先自治体にお問合せください。

# 9. 保育料

## 1. 保育料の算定について

- 保育料は、前年度または現年度の市区町村民税額（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除などの適用前の税額）をもとに算定します。保育料の詳細な金額は、次ページ以降をご覧ください。
- 保育料の切り替え時期は、毎年9月分からとなります。したがって、4月分～8月分の保育料は「令和5年度分（前年度分）の市区町村民税額」により算定し、9月分以降は「令和6年度分（当年度分）」により算定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市区町村民税額に基づく保育料					当年度の市区町村民税額に基づく保育料						

## 2. 保育料の軽減について

- 世帯の状況が下記に該当する場合は、保育料が軽減されます。

世帯の状況	軽減対象となる園児	軽減後の保育料
2人以上の子どもがいる世帯 (子どもの年齢は問いません)	第2子	半額 (10円未満切り捨て)
	第3子以降	無料
ひとり親世帯等* かつ 世帯所得割 77,101円未満	全員	無料

※ひとり親世帯等とは・・・ひとり親世帯または以下の手帳もしくは証書を所持する方がいる世帯

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書

## 3. 保育料の納入先と納入方法について

利用施設・事業	納入先	納入方法
保育所	浦安市	口座振替または納付書で納入
幼保連携型認定こども園 保育ママ 小規模保育	各施設・事業者	各施設・事業者が定める方法で納入

※浦安市外在住者（浦安市に転入予定の方は除く）及び浦安市外の施設・事業を利用する方は上表と異なる取り扱いになる場合があります。

## 4. その他注意点

- 3号から2号に認定変更した場合の保育料について、年度当初の年齢により、保育料が異なります。年度途中で3号から2号に認定が変更した場合でも、その年度末までは「2歳児」としての保育料を納付していただきます。
- 保育所、幼保連携型認定こども園、保育ママ、小規模保育は同一の保育料です。
- 市内在住で生活保護を受けている方は、子ども1人当たり月額2,500円を限度に、園での実費徴収額の補足給付が受けられます。給付の対象となる費用は、認可保育所等で必要な経費であって、日用品、文房具等の購入、行事への参加費などのうち、実費徴収として園に支払ったものです。詳しくは在籍園または保育幼稚園課までお問い合わせください。

## 5. 令和6年度保育料徴収基準額表（月額）

◆第1子◆ （第2子以降は軽減あり）

階層	市民税の所得割額（※） 4月～8月 令和5年度市民税 9月～3月 令和6年度市民税 保護者（保護者）の合算で計算します。	0歳～2歳児クラス		3～5歳児クラス
		保育標準 時間認定	保育短 時間認定	保育標準時間認定 保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円  ※給食費は保護者負担になります。 （第3子以降または市民税の所得割が 57,700円未満の世帯、市民税の所得割額が 77,101円未満のひとり親世帯等は免除）
B	非課税世帯	0円	0円	
C	均等割のみ世帯	5,800円	5,700円	
D1	5,500円未満	6,850円	6,730円	
D2	5,500円以上 48,500円未満	8,100円	7,960円	
D3	48,500円以上 50,300円未満	9,000円	8,840円	
D4	50,300円以上 57,600円未満	10,950円	10,760円	
D5	57,600円以上 66,500円未満	13,500円	13,270円	
D6	66,500円以上 84,400円未満	18,800円	18,480円	
D7	84,400円以上 102,400円未満	25,400円	24,960円	
D8	102,400円以上 120,500円未満	32,350円	31,800円	
D9	120,500円以上 138,300円未満	36,990円	36,360円	
D10	138,300円以上 169,000円未満	42,320円	41,600円	
D11	169,000円以上 174,400円未満	47,650円	46,830円	
D12	174,400円以上 192,400円未満	48,480円	47,650円	
D13	192,400円以上 210,400円未満	49,310円	48,470円	
D14	210,400円以上 228,500円未満	50,140円	49,280円	
D15	228,500円以上 267,500円未満	50,980円	50,110円	
D16	267,500円以上 327,500円未満	51,490円	50,610円	
D17	327,500円以上	52,000円	51,110円	

（※）配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除などの適用前の税額

## 6. 延長保育料金について

公立認可保育園の場合（公立保育園以外の保育園の延長保育料の詳細は、直接各施設にお問合せください）

### ◆保育標準時間認定

保育標準時間（11時間）を超える7:00～19:00までの利用  
⇒100円/30分（上限2,000円/月）

例：保育標準時間の基本保育時間が7:30～18:30までの施設

時間帯	延長保育料金	上限
7:00～7:30	100円/30分	2,000円/月
18:30～19:00	100円/30分	

### ◆保育短時間認定

①保育短時間（8時間）を超えて保育標準時間（11時間）までの利用  
⇒50円/30分

②保育標準時間（11時間）を超える7:00～19:00までの利用  
⇒100円/30分

※①と②をあわせて上限2,000円/月

例：短時間の基本保育時間が8:30～16:30、標準時間の基本保育時間が7:30～18:30までの施設

時間帯	延長保育料金	上限
7:00～7:30	100円/30分	2,000円/月
7:30～8:30	50円/30分	
16:30～18:30	50円/30分	
18:30～19:00	100円/30分	

### その他注意点

\*保育料同様、延長保育料についても、第2子は上記額の半額、第3子以降は無料となります。また、基本保育料がA階層およびB階層の方も無料となります。該当される方は、保育料決定通知を利用施設に提示してください。

\*基本保育時間は園により異なりますので、P27～38でご確認ください。

\*19:00以降の延長保育料金については、直接、各施設に確認してください。

### 幼稚園型認定こども園の場合

#### ◆保育標準時間認定

延長料金はありません。

#### ◆保育短時間認定

保育短時間（8時間）を超えて保育標準時間（11時間）までの利用  
⇒50円/30分

※ただし、ひと月の限度額は100円となります。

### その他注意点

\*短時間認定の方で、基本保育料がA階層およびB階層の方は無料となります。ただし、保育料とは異なり、第2子および第3子以降の軽減はありません。

# 10. 幼児教育・保育の無償化

## 保育施設の保育料（授業料）

保育施設を利用する3～5歳児クラス（0～2歳児は市区町村民税非課税世帯）の子どもの保育料（授業料）は無償になります。なお、給食費、教材費、おやつ代、延長料金などは、保護者負担となります。

対象者	保育料	給食費の負担
3～5歳児の全世帯	0円	保護者負担 ※免除制度あり
0～2歳児クラスの非課税世帯	0円	免除

## ◆給食費の免除制度◆

3～5歳児クラスの子どもで世帯の状況が以下に該当する場合は、給食費が免除になります。

免除対象者	給食費の負担
世帯の市区町村民税の所得割額の合計が 57,700円未満のすべての世帯	免除
世帯の市区町村民税の所得割額の合計が 77,101円未満の <u>ひとり親世帯等</u> ※1	
全所得階層の第3子以降の子ども	

※1 ひとり親世帯等とは・・・ ひとり親世帯または以下の手帳もしくは証書を所持する方がいる世帯

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書

## 私立幼稚園（新制度未移行）や認可外保育施設等

私立幼稚園（新制度未移行）や認可外保育施設等（一時預かり事業、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業）を利用されている方で、以下の要件に該当する場合は「施設等利用給付」の対象となります。受給を希望される場合は、各サービスの利用の前に、認定の申請をしてください。

認定区分	子どもの年齢	要件	給付上限額（月）
1号	満3歳～5歳児	・保育の必要性なし ・幼稚園(新制度未移行)の教育時間の利用	25,700円
2号	3歳～5歳児	・保育の必要性あり（就労、疾病等） ・認可外保育施設等を利用	37,000円 (幼稚園利用者の預かり 保育等は11,300円)
3号	0～2歳児	・ <u>市区町村民税非課税世帯</u> ・保育の必要性あり（就労、疾病等） ・認可外保育施設等を利用	42,000円 (幼稚園利用者の預かり 保育等は16,300円)

申請手続き等の詳細は、「施設等利用給付認定のご案内」をご覧ください。

# 11. 申込後・入園後の注意事項

## 全員共通事項

### 1. 家庭や仕事の状況が変わったときは・・・

家庭や仕事の状況が変わった際は、保育の必要事由が変わることがあります。  
 事由が変わる場合は、各書類を前月 20 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、  
 市役所窓口か在園している園に提出してください。



\*★は浦安市様式を使用してください。市ホームページからダウンロードできます。 →

変更内容	必要書類	備考
世帯員の増減、氏名などの変更	なし（変更届★のみ）	保護者が増えた場合は、就労証明書と税書類も必要
離婚調停中または離婚裁判中で別居	離婚調停申立書（写）または事件係属証明書（写）または呼出状（写）	
同居人の増加	同居人の保育を必要とする証明	同居人が、18 歳～64 歳未満の場合のみ必要
保育必要量の変更（標準時間、短時間）	就労証明書★など	
退職して求職中となった	就労に関する承諾書★（在園時のみ）	求職事由に切り替わる
求職中だったが就職した	就労証明書★	証明日は雇用期間開始日以降の日付
転職した	就労証明書★	証明日は雇用期間開始日以降の日付
育児休業を取得する	就労証明書★、育児休業復職誓約書★	育休開始時点と同じ勤務時間数で復職する必要があります
育休を延長した	就労証明書★	延長可能時期が記載されているもの
産休や育休から復職した	就労証明書★	復職年月日が記載されているもの 証明日は復職日以降
勤務条件の変更（雇用期間の更新も含む）	就労証明書★	申請時点の内容から著しい変更がある場合は退園となる場合があります
病気になった	診断書★	
障害者手帳を取得した	障害者手帳の写し	
介護を始めた	介護状況報告書★、診断書★または介護保険被保険者証のコピー	
学校に通い始めた	就学状況報告書★、在学証明書、時間割表	時間割表は曜日と時間がわかるもの
下の子を妊娠した	母子手帳のコピー	出産予定日を加筆してください
認可外保育施設などの利用を開始した	在園・通園証明書★または保育申立書★	
住民税が変更になった 住民税の申告や確定申告をした	該当年度の課税（非課税）証明書	

\*上記の書類は支給認定変更申請書・申請内容変更届出書★（変更届）とセットで提出してください

### 2. 産休明け児童の利用開始日は・・・

出産日の翌日から 57 日目が利用開始日となります。（日曜日、祝日の場合は翌平日。）

### 3. 育児休業中に申し、復職するときは・・・

対象者	必要書類	復職期限
育休復職を条件に 申しした方	就労証明書★（育休復職済） 変更届★	利用開始月の翌月 10 日

**入所前** 育児休業を取得した事業所への申請時と同じ事業所・勤務時間数で復職をしないことがわかった場合は、内定辞退していただく場合があります。

なお、この場合には利用調整基準点数調整表 26 内定の辞退に該当するため、その後年度内の利用調整においてマイナス 10 点になります。

**入所後** 申請時と同じ事業所・勤務時間数で復職ができない場合（育児休業を取得した事業所を退職し、新しい事業所に就職した場合も含む）は利用開始月の翌月末で退園となります。

復職後すみやかに、復職年月日記載済みの就労証明書を提出してください。

【例：4月利用開始の場合、5月9日まで育児休業、5月10日復職が期限】

### 4. 求職で申し、就労を開始するときは・・・

対象者	必要書類	期限
求職中に 申しした方	就労に関する承諾書★	面接時に提出
	採用済み就労証明書★（月 64H 以上） 変更届★	利用開始日含め 90 日目の月末

求職期限までに就労開始ができない場合は、期限の月末で退園となります。

【例：4月求職事由で利用開始の場合、利用開始直後に承諾書を提出、6月29日までに、就労の開始が必要です（6月30日からの採用内定は不可）。】

### 5. 就労内定で申し、就労を開始するときは・・・

対象者	必要書類	提出期限
就労内定で 申しした方	就労に関する承諾書★	面接時
	採用済み就労証明書★ 変更届★	利用開始月の月末

利用開始月中に、就労（内定）証明書に記載されている就労形態・時間で就労開始していただきます。

就労開始ができない場合（就労内定事業所では就労せず、新しい事業所に就労した場合も含む）は、利用開始月の月末で退園となります。

## 申込を済ませて保留となった方へ

#### 1. 希望園の追加や希望園の順位変更をしたいときは・・・

変更届を提出してください。提出日の直近の締切日となる希望月から、変更後の希望園で利用調整をします。また、兄弟姉妹で同時に申ししている場合の入所条件についても変更することができます。

#### 2. 保留通知が必要なときは・・・

申込後初回の利用調整に限り、保留通知がお手元に届きます。育児休業の延長などで保留通知が必要な方は再発行しますので、保育幼稚園課までご連絡ください。

#### 3. 保育が必要なくなったときは・・・

申込や転園申請を取り下げるには、取下届を提出してください。提出がない限り、年度内は継続して利用調整を行います。利用調整の結果、自己都合により内定辞退をされた場合は、当該年度内の利用調整で減点になりますので、ご注意ください。

## 保育施設入園が決まった方、または通園中の方へ

### 1. お子さんの送迎について

駐車場が無い施設では、自家用車での送迎をご遠慮ください。駐車場がある施設でも、近隣住民のご迷惑にならないよう交通安全に留意してください。なお、希望施設を選択する際には駐車場の有無や通園方法をご確認ください。

※幼稚園型認定こども園において、自転車送迎が可能になりました。駐輪場等は各園の指示に従ってください。

### 2. 就労事由で入園後、下の子を妊娠・出産する場合は・・・

就労事由で入園後、新たにお子さんを出産された場合、上の子の在園要件（保育事由）が「就労」から「出産」に変わります。

その後、上の子が在園できる期間・要件は、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、「法」という。）に基づく育児休業が取得できるかどうか、産後休暇後すぐに復職できるかによって変わります。

#### I. 法に基づく育児休業を取得しない方（主に自営業の方）

##### ① 下の子の産後休暇後すぐに復職する場合・・・引き続き在園できます

下の子の預け先が確保されていて、産後休暇後すぐに復職できる場合は、在園要件が「出産」から「就労」に切り替わるため、上の子は引き続き在園できます。下の子を出産後、すみやかに育児休業（産後休暇）復職誓約書と変更届を提出してください。また、産後 57 日目の復職後に就労証明書と変更届を提出してください。

##### ② ①の手続きを取らない方・・・産後2か月末で退園

産後休暇後、すぐに職場復帰されない場合は、在園要件が「出産」のままであるため、産後2か月目の月末で退園となります。ただし、産後に健康状態が悪化するなどした場合は、診断書の提出等により在園期間を延長できる場合がありますので、保育幼稚園課へご相談ください。

#### II. 法に基づく育児休業を取得する方（主に会社員の方）

産後休暇後、引き続き法に基づく育児休業を取得され、同じ職場に復帰する場合は、育児休業対象児童（下の子）が2歳になる月末まで、上の子は在園できます。ただし、職場復帰時に、下の子の預け先を確保する必要があります。出産後、すみやかに育児休業（産後休暇）復職誓約書、就労証明書と変更届を提出してください。

（例：育児休業対象児童が令和5年11月18日生まれの場合、上の子の在園可能期間は、令和7年11月30日までです。同日までに同じ職場への復帰が必要です。）

\*パート・契約社員等の方で、就労先に「出産後、〇か月後に再び雇う。」と約束されている場合であっても、法に基づく育児休業でなければ、「I. 法が適用されない方」の取り扱いとなります。

\*勤務先が2歳以降の育児取得が可能である場合でも、育休事由での保育園利用はできません。

\*自営業の方で育児休業を取得する方は、法に基づく育児休業が確認するため、就業規則または育児休業取得通知書を提出してください。



### 3. 保育施設を長期間お休みするときは・・・

#### ■保育園・幼保連携型認定こども園・保育ママ・小規模保育

事情により2週間以上保育施設を休園される場合は、事前に保育所休園届を提出してください。最長2か月までお休みできますが、同じ事由が継続する場合には1か月延長することができます。その場合は再度保育所休園届の提出が必要となります。なお、休園中も原則保育料は発生します。ただし、休園理由がお子さんの怪我や病気等によるものであれば、それが治癒する時期まで休園可能で、かつ月初から月末まで休園した月の保育料は原則発生しません。

#### ■幼稚園型認定こども園

病気その他やむを得ない理由により休園しようとする場合は、休園願を園長へ提出してその許可を受けてください。休園の期間は、1か月以上6か月未満です。

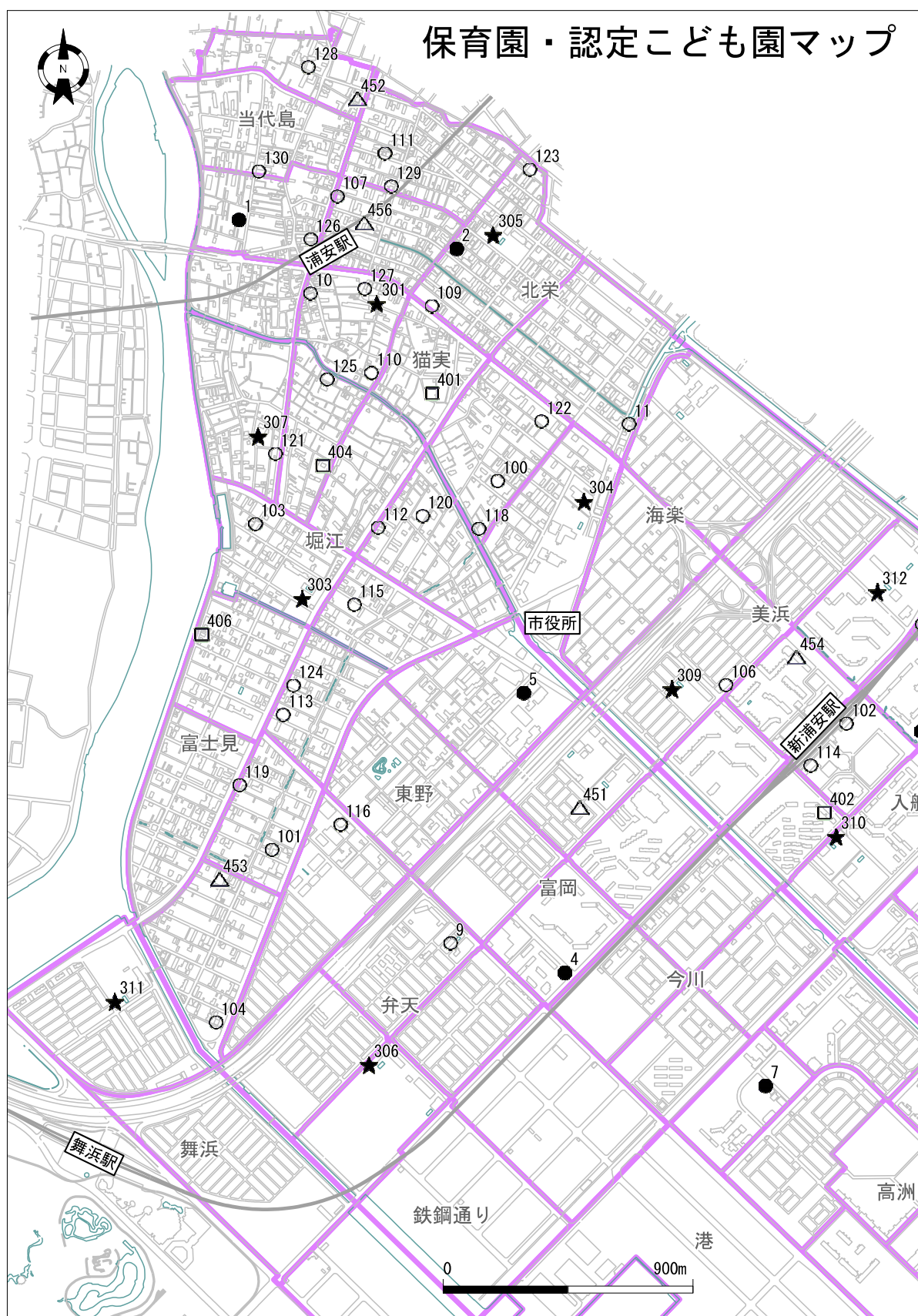
### 4. 別の保育施設に転園したいときは・・・

- 保育幼稚園課へ転園申請書をご提出ください。ご家庭によっては保育の必要性を証明する書類などの追加提出が必要となります。
- 受付期間や申込後の流れは新規入園申込と同様です（P9参照）。
- 転園先に内定した場合、転園元では別のお子さんが内定しているため、いかなる理由であっても元の園には戻れません。
- 複数年度の転園申請をする場合、先にいずれかの年度で転園決定後は、もう一方の年度の転園申請は自動的に取り下げとなります。

### 5. 保育施設を退園するときは・・・

- 保育幼稚園課窓口または在園している園に、退所届を提出してください。
- いかなる理由であっても退所届の撤回はできませんので、ご注意ください。
- 保育料は退所日までの日割り計算となります。
- 退所日の遡りはできません。

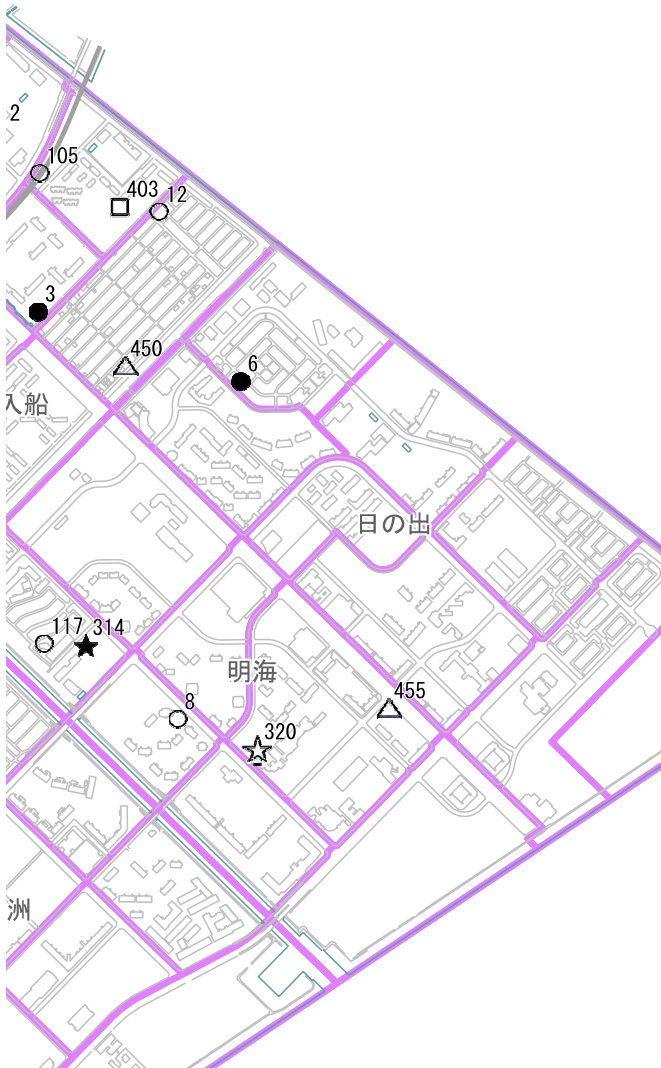
# 12. 保育園・認定こども園マップ



※このマップは概略図です。

施設類型	番号	施設名
私立家庭的 保育事業 (保育ママ) □	401	猫実3丁目保育室
	402	新浦安よつば保育室
	403	入船五丁目保育室
	404	堀江一野田保育室
	406	富士見保育室
公立幼稚園型 認定こども園 ★	301	若草認定こども園
	303	みなみ認定こども園
	304	神明認定こども園
	305	北部認定こども園
	306	見明川認定こども園
	307	堀江認定こども園
	309	美浜南認定こども園
	310	入船南認定こども園
	311	舞浜認定こども園
	312	美浜北認定こども園
314	明海認定こども園	

施設類型	番号	施設名
公立認可 保育所 ●	1	当代島保育園
	2	猫実保育園
	3	入船保育園
	4	富岡保育園
	5	東野保育園
	6	日の出保育園
	7	高洲保育園
	8	ベネッセ海園の街保育園
	9	弁天保育園
	10	(仮称)浦安駅前保育園
	11	ふたば保育園
	12	入船北保育園
	100	みのり保育園
101	しおかぜ保育園	
102	ポピンズナーサリースクール新浦安	
103	愛和元町保育園	
104	アスク舞浜保育園	
105	たかし保育園新浦安	
106	新浦安こどもの木保育園	
107	アップルナーサリースリー浦安保育園	
109	ポピンズナーサリースクール浦安	
110	AIAI NURSERY 浦安	
111	浦安わかばの森保育園	
112	浦安どろんこ保育園	
113	舞浜こどもの木保育園	
114	そらまめ保育園新浦安駅前	
115	風花学園	
116	こどものじかん保育園	
117	新浦安きらきら保育園	
118	めぶき保育園	
119	さくら保育園	
120	堀江こどもの木保育園	
121	(仮称)ソラストうらやす保育園	
122	スクルドエンジェル保育園猫実園	
123	AIAI NURSERY 浦安北栄	
124	浦安富士見雲母(きらら)保育園	
125	浦安堀江雲母(きらら)保育園	
126	ソポ・ラプシ保育園	
127	浦安いろどり保育園	
128	トレジャーキッズうらやす保育園	
129	グローバルキッズ浦安園	
130	浦安きらきら保育園	
私立幼保 連携型認定 こども園☆	320	渋谷教育学園浦安こども園
私立小規模 保育所 △	450	エンゼルマミー
	451	ことのは保育園
	452	スクルドエンジェル保育園浦安園
	453	保育室ポケットママ
	454	フェニックスキッズ新浦安
	455	MIRATZ(ミラッツ)新浦安保育園
	456	浦安わかば保育園



# 13. 保育施設の一覧

## 【公立認可保育園】

園番号	施設名 (運営組織)	住所	開所時間			
			* 保育標準時間および保育短時間を超過する延長保育は、保育料とは別に料金が発生			
			保育標準時間利用 <sup>※1</sup> * 原則的な保育時間 8 時間 + 就労時間などを もとに必要と認められる最大 3 時間 = 最大 11 時間の利用可能な保育時間		保育短時間利用 <sup>※1</sup>	
月曜～金曜 基本保育時間 7:30～18:30	土曜 基本保育時間 7:30～18:30	月曜～金曜 基本保育時間 8:30～16:30	土曜 基本保育時間 8:30～16:30			
1	当代島保育園	当代島 1-25-27	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00
2	猫実保育園	北栄 3-31-14				
3	入船保育園	入船 6-9-1				
4	富岡保育園 <sup>※11</sup>	富岡 3-1-6				
5	東野保育園 <sup>※11</sup>	東野 1-7-2				
6	日の出保育園	日の出 2-11-1				
7	高洲保育園	高洲 2-3-4				

## 【私立認可保育園】

園番号	施設名 (運営組織)	住所	開所時間			
			* 保育標準時間および保育短時間を超過する延長保育は、保育料とは別に料金が発生			
			保育標準時間利用 <sup>※1</sup> * 原則的な保育時間 8 時間 + 就労時間などを もとに必要と認められる最大 3 時間 = 最大 11 時間の利用可能な保育時間		保育短時間利用 <sup>※1</sup>	
月曜～金曜 基本保育時間 7:00～18:00	土曜 基本保育時間 7:00～18:00	月曜～金曜 基本保育時間 ( ) に記載	土曜 基本保育時間 ( ) に記載			
8	ベネッセ海園の街保育園 (株)ベネッセスタイルケア <sup>※6</sup>	明海 3-2-12	7:00～20:00 (7:30～18:30)	7:00～19:00 (7:30～18:30)	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～19:00 (8:30～16:30)
9	弁天保育園 (福わかみや福祉会)	弁天 1-1-28	7:00～20:00	7:00～19:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～19:00 (8:30～16:30)
10	(仮称) 浦安駅前保育園 (福茂原高師保育園)	猫実 4-19-24	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～19:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)
11	ふたば保育園 (福芳雄会)	北栄 4-1-16	7:00～20:00	7:00～18:00 本園のみでの保育園で 合同保育のため	7:00～19:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 本園のみでの保育園 で合同保育のため (8:30～16:30)
12	入船北保育園 (福わかみや福祉会)	入船 4-34-1	7:00～20:00	7:00～19:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～19:00 (8:30～16:30)

※市ホームページで各園の概要を掲載しています→



休日 実施 保育	駐車場 設置 ※3	園庭	給食	園服	上乗せ 徴収※2	電話 (047)	区分
—	—	○	○	—	—	352-1866	公営 (市)
—	○	○	○	—	—	353-2152	
—	○	○	○	—	—	353-6992	
—	○※4	○	○	—	—	351-5335	
—	○※4	○	○	—	—	350-4321	
—	○※5	○	○	—	—	380-0880	
—	○	○	○	—	—	305-1313	

休日 実施 保育	駐車場 設置 ※3	園庭	給食	園服	上乗せ 徴収※2	電話 (047)	区分
—	○※5	—	○	—	—	316-8688	民営
—	○	○	○	—	—	316-8841	
—	—	—	○	—	—	381-7802	
—	○	○	○	—	—	307-9590	
—	○	○	○	—	—	316-6665	

## 【私立認可保育園】

園番号	施設名 (運営組織)	住所	開所時間			
			* 保育標準時間および保育短時間を超過する延長保育は、保育料とは別に料金が発生			
			保育標準時間利用*1 *原則的な保育時間 8 時間+就労時間 などをもとに必要と認められる最大 3 時間=最大 11 時間の利用可能な保育 時間		保育短時間利用*1	
月曜～金曜 基本保育時間 7:00～18:00	土曜 基本保育時間 7:00～18:00	月曜～金曜 基本保育時間 ( )に記載	土曜 基本保育時間 ( )に記載			
100	みのり保育園 (福)芳雄会)	猫実 2-4-7	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～19:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)
101	しおかぜ保育園 (福)誠和会)	富士見 4-12-15	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)
102	ポピュラーナール新浦安 (株)ポピュラージュ)	入船 1-2-1 新浦安 MARE	7:00～23:00	7:00～23:00	7:00～23:00 (8:30～16:30)	7:00～23:00 (8:30～16:30)
103	愛和元町保育園 (福)江戸川豊生会)	堀江 5-20-11	7:00～20:00	7:00～20:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～20:00 (8:30～16:30)
104	アサ舞浜保育園 (株)日本保育サービス)	富士見 5-24-5	7:00～20:00	7:00～19:00	7:00～20:00 (9:00～17:00)	7:00～19:00 (9:00～17:00)
105	たかし保育園新浦安 (福)茂原高師保育園)	入船 5-46-1	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)
106	新浦安こどもの木保育園 (株)こどもの木)	美浜 3-25-18	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)
107	アップルナール浦安保育園 (有)もっこもっこ)	北栄 1-11-24- 3F	7:00～20:00	7:30～18:30 (7:30～18:30)	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:30～18:30 (8:30～16:30)
109	ポピュラーナール浦安 (株)ポピュラージュ)	北栄 3-27-13 (グレイ 3 階)	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)
110	AIAI NURSERY 浦安 (AIAI Child Care (株))	猫実 4-2-3	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)
111	浦安わかばの森保育園 (一社)はぐくみ)	北栄 2-15-8	7:00～20:00	7:00～20:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～20:00 (8:30～16:30)
112	浦安どろんこ保育園 (福)どろんこ会)	堀江 1-34-29	7:00～20:00	7:00～20:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～20:00 (8:30～16:30)
113	舞浜こどもの木保育園 (株)こどもの木)	富士見 1-11-17	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)
114	そらまめ保育園 新浦安駅前 (株)ブルーム)	入船 1-6-1	7:00～21:00	7:00～21:00	7:00～21:00 (8:30～16:30)	7:00～21:00 (8:30～16:30)
115	風花学園 (一社)風花学園)	堀江 6-11-37	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)

休日 実施 保育	駐車場 設置 ※3	園庭	給食	園服	上乗せ 徴収※2	電話 (047)	区分
—	○	○	○	○	—	351-5993	民営
—	○	○	○	○	—	306-5501	
7:00~ 19:00※7	—	○	○	—	○	304-2101	
—	○	○	○	○	—	353-5410	
—	○	○	○	—	—	306-2300	
—	○	—	○	—	—	353-5151	
—	○	—	○	—	○	390-6600	
—	—	—	○	—	○	352-2631	
—	○	○	○	—	○	711-2611	
—	—	—	○	—	○	316-2181	
—	—	—	○	—	○	381-5135	
—	—	—※8	○	—	○	318-2233	
—	○	—	○	—	○	354-5030	
—	—	—	○	—	—	712-8115	
—	○	—※8	○	○	○	711-1237	

【私立認可保育園】

園番号	施設名 (運営組織)	住所	開所時間			
			* 保育標準時間および保育短時間を超過する延長保育は、保育料とは別に料金が発生			
			保育標準時間利用*1 * 原則的な保育時間 8 時間+ 就労時間 などをもとに必要と認められる最大 3 時間= 最大 11 時間の利用可能な保育 時間		保育短時間利用*1	
月曜～金曜 基本保育時間 7:00～18:00	土曜 基本保育時間 7:00～18:00	月曜～金曜 基本保育時間 ( ) に記載	土曜 基本保育時間 ( ) に記載			
116	こどものじかん保育園 (特非) i-net)	東野3-4-11	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)
117	新浦安きらきら保育園 (スカーツアサヒス株)	明海2-12-1	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)
118	めぶき保育園*9 (福) 芳雄会)	猫実2-1-37	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～19:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)
119	さくら保育園 (特非) さくら)	富士見4-6-28	7:00～20:00	7:00～19:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～19:00 (8:30～16:30)
120	堀江こどもの木保育園 (株) こどもの木)	堀江1-27-8	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)
121	(仮称) ソラストうらやす保育園 (株) ソラスト) (旧) こころうらやす保育園 (旧) (株) こころケアプラン)	堀江4-36-9	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00 (8:30～16:30)	7:00～19:00 (8:30～16:30)
122	スカルト・インツェル保育園猫実園 (株) スカルト・アソシエーツ)	猫実2-13-27	7:00～20:00 (7:30～18:30)	7:00～20:00 (7:30～18:30)	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～20:00 (8:30～16:30)
123	AIAI NURSERY 浦安北栄 (AIAI Child Care (株))	北栄3-41-7	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)
124	浦安富士見雲母保育園 (株) モド・プランニング・ジャパン)	富士見1-7-17	7:00～20:00	7:00～20:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～20:00 (8:30～16:30)
125	浦安堀江雲母保育園 (株) モド・プランニング・ジャパン)	堀江3-2-6	7:00～20:00	7:00～20:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～20:00 (8:30～16:30)
126	ソボ・ラブシ保育園 (オアシスカッター (同))	当代島1-1-23 林ビル2F	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)
127	浦安いろどり保育園 (株) K&N)	猫実4-6-18	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)
128	トビヤキッズ うらやす保育園 (株) セリオ)	当代島3-6-12	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)
129	グロバールキッズ 浦安園 (株) グロバールキッズ)	北栄2-5-2	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00 (9:00～17:00)	7:00～18:00 (9:00～17:00)
130	浦安きらきら保育園 (スカーツアサヒス株)	当代島2-11-8	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～20:00 (8:30～16:30)	7:00～18:00 (8:30～16:30)



休日 実施 保育	駐車場 設置 ※3	園庭	給食	園服	上乗せ 徴収※2	電話 (047)	区分
—	○	—※8	○	—	○	702-5081	民営
—	○	○	○	—	—	380-6810	
—	—	—	○	—	—	316-0955	
—	○	—※8	○	—	○	303-3937	
—	—	—	○	—	○	712-7685	
—	—	—	○	—	○	329-2570	
—	—	—	○	—	—	712-5268	
—	—	—※8	○	—	○	711-1925	
—	—	—	○	—	—	381-8100	
—	—	—	○	—	—	354-8810	
—	—	—	○	—	○	314-1073	
—	—	—	○	—	○	711-0505	
—	—	—※8	○	—	○	711-2366	
—	—	—※8	○	—	—	712-5711	
—	○	○	○	—	—	350-7600	

【公立認定こども園】（幼稚園型認定こども園）※12

園番号	施設名 (運営組織)	住所	開所時間			
			*保育短時間を超過する延長保育は、保育料とは別に料金が発生			
			保育標準時間利用※1 *原則的な保育時間 8 時間+就労時間 などをもとに必要と認められる最大 3 時間=最大 11 時間の利用可能な保育 時間		保育短時間利用※1	
月曜～金曜 基本保育時間 7:30～18:30	土曜 基本保育時間 —	月曜～金曜 基本保育時間 8:30～16:30	土曜 基本保育時間 —			
301	若草認定こども園	猫実 4-6-12	7:30～18:30	—	7:30～18:30	—
303	みなみ認定こども園	堀江 5-4-2				
304	神明認定こども園	猫実 1-18-43				
305	北部認定こども園	北栄 3-20-2				
306	見明川認定こども園	弁天 3-1-3				
307	堀江認定こども園	堀江 4-34-6				
309	美浜南認定こども園※13	美浜 3-15-2				
310	入船南認定こども園	入船 3-66-2				
311	舞浜認定こども園	舞浜 2-1-2				
312	美浜北認定こども園※13	美浜 5-12-3				
314	明海認定こども園	明海 2-13-3				

休日 実施 保育	駐車場 設置 ※3	園庭	給食	園服	上乗せ徴 収※2	電話 (047)	区分
—	—	○	弁当持参	○	○	351-2950	公営
—	—	○		○	○	351-8803	
—	—	○		○	○	351-4844	
—	—	○		○	○	351-3010	
—	—	○		○	○	352-8880	
—	—	○		○	○	353-2151	
—	—	○		○	○	353-7766	
—	—	○		○	○	353-8501	
—	—	○		○	○	353-0110	
—	—	○		○	○	352-3694	
—	—	○	○	○	380-8800		

※幼稚園型認定こども園において、自転車送迎が可能になりました。駐輪場等は各園の指示に従ってください。

### 【私立認定こども園】（幼保連携型認定こども園）

園番号	施設名 (運営組織)	住所	開所時間			
			* 保育標準時間および保育短時間を超過する延長保育は、保育料とは別に料金が発生			
			保育標準時間利用* <sup>1</sup>		保育短時間利用* <sup>1</sup>	
* 原則的な保育時間 8 時間+就労時間 などをもとに必要と認められる最大 3 時間=最大 11 時間の利用可能な保育 時間						
月曜～金曜 基本保育時間 7:30～18:30	土曜 基本保育時間 7:30～18:30	月曜～金曜 基本保育時間 8:30～16:30	土曜 基本保育時間 8:30～16:30			
320	渋谷教育学園 浦安こども園 (学)渋谷教育学園	明海 5-4-1	7:00～20:00	7:00～19:00	7:00～20:00	7:00～19:00

### 【保育ママ】

園番号	事業名	住所	開所時間			
			* 保育標準時間および保育短時間を超過する延長保育は、保育料とは別に料金が発生			
			保育標準時間利用* <sup>1</sup>		保育短時間利用* <sup>1</sup>	
* 原則的な保育時間 8 時間+就労時間 などをもとに必要と認められる最大 3 時間=最大 11 時間の利用可能な保育 時間						
月曜～金曜 基本保育時間 ( ) に記載	土曜 基本保育時間	月曜～金曜 基本保育時間 ( ) に記載	土曜 基本保育時間			
401	猫実 3 丁目保育室 (熊川ママ)	猫実 3 丁目 (豊受神社近く)	7:30～18:30	—	7:30～18:30	—
402	新浦安よつば保育室 (田中ママ)	入船 2 丁目 (入船西エイト)	(7:30～18:30)	—	(8:30～16:30)	—
403	入船五丁目保育室 (渡邊ママ)	入船 5 丁目 (入船北エイト)	7:30～18:00 (7:30～18:00)	—	7:30～18:00 (8:30～16:30)	—
404	堀江一野田保育室 (野田ママ)	堀江 3 丁目 (おさんぽバス 「堀江 2 丁目」バス停近く)	7:30～18:30 (7:30～18:30)	—	7:30～18:30 (8:30～16:30)	—
406	富士見保育室 (吉田ママ)	富士見 2 丁目 (堀江公民館近く)	8:00～18:00 (8:00～18:00)	—	8:00～18:00 (8:30～16:30)	—

休日 実施 保育	駐車場 設置 ※3	園庭	給食	園服	上乗せ 徴収※2	電話 (047)	区分
—	○	○	○	○	○	304-1220	民営

上段：連携保育園※10	休日 実施 保育	駐車場 設置 ※3	園庭	給食	園服	上乗せ 徴収※2	電話	区分
下段：3歳児クラスからの 連携施設※10								
猫実保育園	—	—	—	○	—	—	090-1799-7138	民営
若草認定こども園								
入船保育園	—	—	—	○	—	—	070-8356-8669	
入船南認定こども園								
入船保育園	—	—	—	○	—	—	090-1664-6636	
美浜北認定こども園								
東野保育園	—	○	—	○	—	—	090-6560-1637	
堀江認定こども園								
東野保育園	—	—	—	○	—	—	090-2545-1529	
みなみ認定こども園								

## 【小規模保育】

園番号	事業名 (運営組織)	住所	開所時間			
			* 保育標準時間および保育短時間を超過する延長保育は、保育料とは別に料金が発生			
			保育標準時間利用*1 * 原則的な保育時間 8 時間 + 就労時間 などをもとに必要と認められる最大 3 時間 = 最大 11 時間の利用可能な保育 時間		保育短時間利用*1	
月曜～金曜 基本保育時間 7:30～18:30	土曜 基本保育時間 7:30～18:30	月曜～金曜 基本保育時間 8:30～16:30	土曜 基本保育時間 8:30～16:30			
450	エンゼルマミー (株縁真実)	入船 4-9-16	7:00～21:00	7:30～18:30	7:00～21:00	7:30～18:30
451	ことのは保育園 (同)御山)	富岡 1-4-11	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00
452	スルト エンゼル保育園浦安園 (株) スルト アソカバニ-	当代島 3-3-1 (トミハイツ 101)	7:30～19:30	7:30～19:30	7:30～19:30	7:30～19:30
453	保育室ホケットマ (ホケットマ (株))	富士見 5-2-14	7:30～20:00	7:30～18:30	7:30～20:00	7:30～18:30
454	フェニックス 新浦安 (株) Funkit)	美浜 1 丁目 7 番地 IL・シティ新浦安 7 番館 103	7:00～19:00 (7:00～18:00)	7:00～19:00 (7:00～18:00)	7:00～19:00 (8:00～16:00)	7:00～19:00 (8:00～16:00)
455	MIRATZ 新浦安 保育園 (株) MIRATZ)	明海 5-7-1 パークシティ東京ベイ 新浦安 ドクターズハイ A 棟 A-2	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00
456	浦安わかば保育園 (一社) はくぐみ)	北栄 1-12-7	7:00～19:00 (7:00～18:00)	7:00～18:00 (7:00～18:00)	7:00～19:00	7:00～18:00

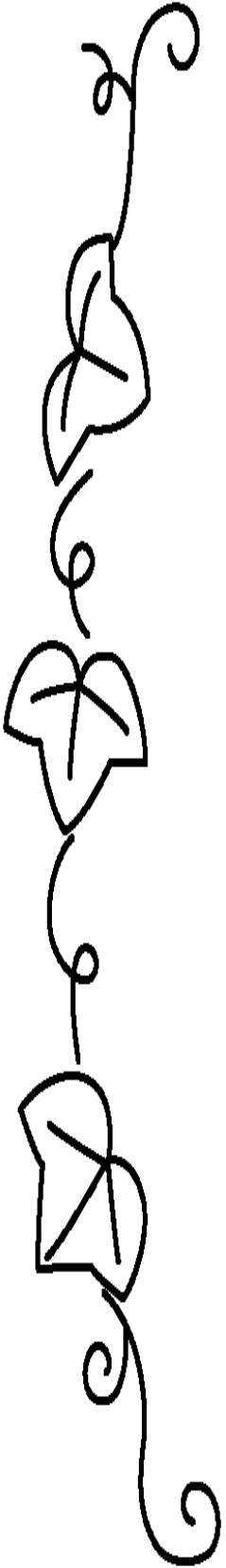
3歳児クラスからの 連携施設※10	休日 実施 保育	駐車場 設置 ※3	園庭	給食	園服	上乗せ 徴収※2	電話 (047)	区分
ホピソナナリ-スクール新浦安	—	—	—	○	—	—	355-8799	民営
入船保育園	—	—	—	○	—	—	712-7813	
スルトエンジェル 保育園猫実園	—	—	—	○	—	—	311-4468	
愛和元町保育園	—	○	—	○	—	—	353-8637	
入船保育園	—	—	—	○	—	—	712-7679	
入船保育園	—	—	—	○	—	—	712-6032	
浦安わかばの森保育園	—	—	—	○	—	—	702-5776	

\*各施設の概要などは、市公式ホームページからご覧になれます。

- ※1 保育標準時間および保育短時間を超過する延長保育については、保育料とは別に料金がかかります。
- ※2 保育料のほかに、別途、園服や学用品、教材費、おやつ代などの実費徴収があります。また、英語教室、体育指導などを実施している園は上乗せ徴収があります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。
- ※3 駐車場は台数が限られています。使用可能台数につきましては、各園にお問い合わせください。
- ※4 富岡保育園は富岡公民館の駐車場の一部を、東野保育園は総合福祉センターの駐車場の一部を暫定的に利用できます。今後、施設の都合により利用できなくなる場合もあります。
- ※5 日の出保育園、ベネッセ海園の街保育園の駐車場は施設から少し離れた臨時暫定駐車場です。今後、利用できなくなる場合があります。
- ※6 ベネッセ海園の街保育園は、3歳児クラスまでの保育園です。4歳児クラス以降も保育の必要性が認められる場合は、連携施設の渋谷教育学園浦安こども園に進級となります。
- ※7 休日保育の開所日時は、日曜日・祝日（ただし、12月29日～1月3日を除く）の7:00～19:00です。休日保育は、実施園の園児でなくても浦安市の保育認定（2号・3号）を受けて特定教育・保育施設、特定地域型保育事業（幼稚園型認定こども園、家庭的保育事業を除く）を利用している児童は利用できます（就労証明書等で保護者・同居の大人全員の日曜日・祝日の就労等が確認でき、健康で集団保育が可能な場合。ただし空きがない場合はご利用いただけません）。
- ※8 県の定める園庭の基準を満たすものではありませんが、水遊び等が可能なスペースが確保されています。
- ※9 めぶき保育園は、2歳児クラスまでの保育園です。3歳児クラス以降は、みのり保育園に進級となります。
- ※10 保育ママおよび小規模保育は2歳児クラスまでです。3歳児クラス以降も保育の必要性が認められる場合は、連携する施設に進級となります。
- ※11 富岡保育園の建て替え・東野保育園改修について  
富岡保育園は、将来の保育ニーズを踏まえた適正な規模や配置などを検証したうえで、園舎の建て替えに取り組みます。近隣地区の別の場所での建替えを含め検討しております。  
なお、他の公立保育園についても施設の老朽化が進んでいるため、東野保育園、日の出保育園、高洲保育園、当代島保育園についても、順次工事を行う予定です。  
東野保育園については、富岡保育園の既存園舎を一時的な代替施設にする等の改修方法を検討しております。
- ※12 公立認定こども園について  
4月1次申込の結果、1号認定・2号認定ともに年少クラスの入園希望者が0人だった場合は、2次申込から、その年少クラスの募集を停止します。
- ※13 美浜北認定こども園の年中クラスについては、令和5年度で年少クラスの編成がなかったため、募集しません。



~ MEMO ~



# 14.受け入れ年齢別定員の一覧

受入年齢	区分	番号	施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	備考
0歳児～2歳児	民営	118	めぶき保育園	12	15	15				57日目～2歳児クラス※9
		401	猫実3丁目保育室		合計5人					生後6か月～2歳児クラス ※10
		402	新浦安よつば保育室		合計5人					
		403	入船五丁目保育室		合計5人					
		404	野田保育室		合計5人					
		450	エンゼルマミー	4	4	4				57日目～2歳児クラス※10
		451	ことのは保育園	3	8	8				
		452	スクルドエンジェル保育園浦安園	3	5	6				
		453	保育室ポケットママ	2	5	5				
		454	フェニックスキッズ新浦安	3	8	8				
455	MIRATZ（ミラッツ）新浦安保育園	3	8	8						
456	浦安わかば保育園	3	4	4						
1歳児～2歳児	民営	406	富士見保育室		合計5人				1歳児クラス※～2歳児クラス ※10	
0歳児～3歳児	民営	8	ヘネッセ海園の街保育園	9	12	15	17		57日目～3歳児クラス※6	
0歳児～5歳児	公営	1	当代島保育園	9	15	18	24	25	26	57日目～就学前
		2	猫実保育園	11	15	17	17	21	22	
		3	入船保育園	12	30	34	58	58	58	
		4	富岡保育園	9	24	29	29	29	29	
		5	東野保育園	14	30	32	32	32	32	
		6	日の出保育園	9	33	31	31	31	31	
		7	高洲保育園	18	37	42	43	45	45	
	9	弁天保育園	15	17	21	24	27	27		
	10	（仮称）浦安駅前保育園	6	10	12	12	12	12		
	11	ふたば保育園	12	18	18	20	21	21		
	12	入船北保育園	9	22	24	25	25	26		
	100	みのり保育園	15	20	24	39	39	39		
	101	しおかぜ保育園	9	14	18	20	24	25		
	102	ポピンスナーサリースクール新浦安	18	23	26	32	30	30		
	103	愛和元町保育園	21	28	29	34	34	33		
	104	アスク舞浜保育園	6	10	12	12	12	13		
	105	たかし保育園新浦安	6	10	12	12	16	16		
	106	新浦安こどもの木保育園	3	9	11	11	11	11		
	107	アップルナーズリー浦安保育園	9	10	10	10	12	12		
	109	ポピンスナーサリースクール浦安	12	20	23	23	24	24		
	110	AIAI NURSERY 浦安	5	7	7	7	7	7		
	111	浦安わかばの森保育園	6	12	12	16	16	16		
	112	浦安どろんこ保育園	6	10	12	14	14	14		
	113	舞浜こどもの木保育園	6	10	12	12	12	12		
	114	そらまめ保育園新浦安駅前	9	12	12	13	13	15		
	115	風花学園	3	5	8	8	8	8		
	116	こどものじかん保育園	6	10	10	10	10	10		
	117	新浦安きらきら保育園	9	12	12	12	12	12		
	119	さくら保育園	12	18	18	20	23	23		
	120	堀江こどもの木保育園	3	9	12	12	12	12		
	121	（仮称）ソラストうらやす保育園	6	8	9	9	9	9		
	122	スクルドエンジェル保育園猫実園	5	11	12	18	18	18		
123	AIAI NURSERY 浦安北栄	9	12	12	15	16	16			
124	浦安富士見雲母（きらら）保育園	6	11	12	11	11	11			
125	浦安堀江雲母（きらら）保育園	6	10	11	11	11	11			
126	ソボ・ラフシ保育園	3	10	10	10	10	10			
127	浦安いろどり保育園	3	12	12	15	15	15			
128	トレジャーキッズうらやす保育園	6	11	11	11	11	11			
129	グローバルキッズ浦安園	6	14	15	15	15	15			
130	浦安きらきら保育園	6	12	13	13	13	13			
320	渋谷教育学園浦安こども園	3	30	36	40	57	57			
3歳児～5歳児	公営	301	若草認定こども園				5	10	10	年少（3歳児クラス）～就学前
		303	みなみ認定こども園				5	10	10	
		304	神明認定こども園				5	10	10	
		305	北部認定こども園				5	10	10	
		306	見明川認定こども園				5	10	10	
		307	堀江認定こども園				5	10	10	
		309	美浜南認定こども園				5	10	10	
		310	入船南認定こども園				5	10	10	
		311	舞浜認定こども園				5	10	10	
		312	美浜北認定こども園※13				5	—	10	
		314	明海認定こども園				5	10	10	

※注意事項は 39 ページに記載しております。 ※令和6年度 4 月の見込み定員になります。今後変更になる可能性もございますので、ご了承ください。※  
保育園の状況などにより、定員数の受け入れができない場合がありますので、ご了承ください。

# 15.利用調整基準点数表・調整表・基本点の調整点の合計が同点の場合の判定基準

利用調整基準点数表

番号	保護者の状況			基本点	
1	就労	1週間の労働時間が40時間以上である場合		50	
		1週間の労働時間が35時間以上40時間未満である場合		45	
		1週間の労働時間が30時間以上35時間未満である場合		40	
		1週間の労働時間が25時間以上30時間未満である場合		35	
		1週間の労働時間が16時間以上25時間未満である場合		30	
2	出産	出産前後の休養のため保育に当たることができない場合		50	
3	疾病又は障がい	疾病又は負傷 1か月以上の入院（予定を含む。）		50	
		居宅内療養	常時臥床	1か月以上の常時臥床の場合	50
			精神性		50
			一般療養	安静	医師が1か月以上安静を要すると診断した者
			通院加療	医師が1か月以上通院加療を要すると診断した者	30
	障がい	身体障害者手帳の交付を受けている場合	身体障害者障害程度等級が1級又は2級である場合		50
			身体障害者障害程度等級が3級又は4級（聴覚障がいの場合に限る。）である場合		40
			身体障害者障害程度等級が4級（聴覚障がいの場合を除く。）、5級、6級又は7級である場合		30
		療育手帳の交付を受けている場合	知的障がいの障がいの程度	((A))、Aの1又はAの2である場合	50
				Bの1である場合	40
		Bの2である場合	30		
	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合		50		
4	介護	病院、施設、学校等の付添い 付添いを常態としている場合		※①	
		自宅介護	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護を常態としている場合		50
	身体障害者障害程度等級が1級又は2級、知的障がいの障がいの程度が((A))、Aの1又はAの2及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合		45		
	身体障害者障害程度等級が3級又は4級（聴覚障がいの場合に限る。）、知的障がいの障がいの程度がBの1である場合		30		
	身体障害者障害程度等級が4級（聴覚障がいの場合を除く。）、5級、6級又は7級、知的障がいの障がいの程度がBの2である場合		30		
5	災害	震災、風水害、火災等で家屋が失われ又は損傷を受け、その復旧に当たっている場合		50	
6	その他	不存在等	死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等	50	
		求職	就労の内定・開業予定・未定	20	
		就学等	不就労であるが、就学・技能習得のため通学を常態としている場合	※①	
		上記以外	児童の保護者が前各区分に掲げるものに類する状態にあることにより、当該児童を保育することができないと認められる場合	※②	

備考

- 1 基準日は、各々の利用調整の申請に係る期限の日とする。
- 2 保護者のうち、どちらか低い方の基本点によるものとする。
- 3 ※①については1の項を準用し、※②については1の項から6の項までを準用する。
- 4 千葉県知事以外の者が交付する療育手帳の障がいの程度については、千葉県知事が交付する障がいの程度に相当する障がいの程度の区分を適用する。
- 5 介護の病院、施設、学校等の付添いで付添いを常態としている場合には、移動時間を含むものとする。

## 利用調整基準点数調整表

番号	保護者等の状況		調整点
1	不存在等	不存在等の場合（死亡、行方不明、拘禁、未婚、離婚、離婚調停中の別居等の理由により両親不存在又はひとり親の状態にある場合）	+10
2		1の項に準ずる場合として、利用の開始の予定日時点で更に1か月以上（予定を含む。）の入院が必要であるとき。	+5
3		1の項に準ずる場合として、利用の開始の予定日時点で単身赴任にあるとき。	+5
4	生活保護等	生活保護法による被保護世帯である場合	+7
5		各々の保護者の市民税（4月から8月までの利用に係る利用調整にあっては利用年度の前年度の市民税をいい、9月から翌年3月までの利用に係る利用調整にあっては利用年度の現年度の市民税をいう。以下同じ。）が非課税である場合。ただし、4の項に該当する場合を除く。	+5
6	育児休業復帰等	育児休業（雇用保険の被保険者の休業に限る。）の取得に伴い、産前休暇の開始日から出産日の属する月の2か月後の月末までに市内の施設等（認可保育園・認定こども園・小規模保育・家庭的保育（保育ママ））の利用契約を解除した場合であって、当該育児休業の期間の終了により元の職務に復帰するとき（育児休業に係る児童が生後7か月に達する日の属する月以降の利用に係る利用調整の場合に限る。）	+10
7		産前産後休暇又は育児休業（雇用保険の被保険者の休業に限る。）の期間の満了により元の職務に復帰する場合（転園申請の場合を除く。）	+1
8		保護者が、次のいずれかに該当するとき（転園申請の場合を除く。） (1) 市内の施設等（認可保育園・認定こども園・小規模保育・家庭的保育（保育ママ）・市立幼稚園・私立幼稚園）において、保育士または幼稚園教諭として1週間に16時間以上勤務しているとき又は勤務することが内定しているとき。 (2) 市内の施設等（認可保育園・認定こども園・小規模保育・家庭的保育（保育ママ）・市立幼稚園・私立幼稚園）において、保育士または幼稚園教諭として1週間に16時間以上勤務していた保護者であって、育児休業（雇用保険の被保険者の休業に限る。）の期間満了により元の職場に復帰するとき。	+1
9	保護者の求職等の状況	利用調整基準点数表の6の項の就労の内定・開業予定であって、1週間の労働時間が40時間以上である場合	+5
10		利用調整基準点数表の6の項の就労の内定・開業予定であって、1週間の労働時間が35時間以上40時間未満である場合	+4
11		利用調整基準点数表の6の項の就労の内定・開業予定であって、1週間の労働時間が30時間以上35時間未満である場合	+3
12		利用調整基準点数表の6の項の就労の内定・開業予定であって、1週間の労働時間が25時間以上30時間未満である場合	+2
13		利用調整基準点数表の6の項の求職の内定・開業予定であって、1週間の労働時間が16時間以上25時間未満である場合	+1
14		保護者のうち生計中心者が解雇又は倒産により求職中である場合	+1
15	施設又は事業の利用の状況	保護者が身体障害者手帳（身体障害者障害程度等級が1級、2級、3級又は4級の場合に限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、利用調整基準点数表第1の4の項以外の状況である場合	+1
16		既に施設等を他の兄弟姉妹が利用（施設等（認可保育園・認定こども園・小規模保育・家庭的保育（保育ママ））の利用の内定を含み、利用日の属する年度に小学校就学の予定がある場合を除く。）している場合であって、当該施設等の利用を希望するとき。	+1
17		利用調整に係る児童を市で利用調整しない保育施設等（認可外保育施設・ベビーシッター・私立幼稚園・一時預かり等）に有償で預けていることを常態としている場合（7の項、23の項又は24の項に該当する場合を除く。）	+1
18		利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹（小学校就学前の児童（満6歳児未満）に限る。）が3人以上いる場合	+4
19	兄弟姉妹の人数	利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹（小学校就学前の児童（満6歳児未満）に限る。）が2人いる場合	+3
20		利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹（小学校就学前の児童（満6歳児未満）に限る。）が1人いる場合	+2
21		利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童（満6歳児未満）を除いたものに限る。）が2人以上いる場合	+1
22	施設又は事業の廃止	利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹（地方税法の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童（満6歳児未満）を除いたものに限る。）が1人いる場合	+0.5
23		市で利用調整をしない保育施設等で市長が指定したものの廃止に伴い施設等（認可保育施設）の利用を希望する場合（利用調整に係る児童を当該保育施設等に有償で預けていることを常態としている場合に限り、当該保育施設等が廃止されることを市が確認した日以後に当該保育施設等の利用を開始した場合を除く。）	+3
24		施設等（認可保育園・認定こども園・小規模保育・家庭的保育（保育ママ））の廃止に伴い他の施設等の利用を希望する場合	+3

番号	保護者等の状況		調整点
25	連携施設の廃止	浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）第42条第1項に規定する連携施設がその設定を解除したことに伴い他の施設等の利用を希望する場合（児童が卒園する際に、連携施設の設定がされていない場合に限る。ただし、24の項に該当する場合を除く。）	+3
26	内定の辞退	利用調整の後に利用契約の締結を自己都合により辞退した場合（その辞退が利用の開始の予定日の属する年度内である場合であって、その辞退の後に施設等を最初に利用するまでの間に限る。）	-10
27	同居人の状況	18歳以上64歳未満の同居人がいて、その者が就労、疾病・障がい、介護等以外で保育に当たることができると認められる場合	-1

備考

基準日は、各々の利用調整の申請に係る期限の日とする。ただし、18の項から22の項まで及び27の項は、利用日の属する年度の前年度の末日における年齢による。

基本点と調整点の合計が同点の場合の判定基準

番号	判定基準
1	判定する世帯のうち、各々の世帯のいずれかの基本点が低い保護者を比較し、その基本点が高い世帯
2	判定する世帯のうち、各々の世帯のいずれかの基本点が高い保護者を比較し、その基本点が高い世帯
3	利用調整基準点数調整表の1の項の状況にある世帯
4	利用調整基準点数調整表の4の項の状況にある世帯
5	利用調整基準点数調整表の2の項の状況にある世帯
6	利用調整基準点数調整表の3の項の状況にある世帯
7	利用調整基準点数調整表の5の項の状況にある世帯
8	利用調整基準点数調整表の16の項の状況にある世帯
9	利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹（小学校就学前の児童（満6歳児未満）に限る。）の人数が多い世帯
10	利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹（地方税法の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童（満6歳児未満）を除いたものに限る。）の人数が多い世帯
11	疾病又は障がいを有する保護者がいる世帯
12	18歳以上64歳未満の同居人（就労、疾病・障がい、介護等で保育に当たることができないと認められる者を除く。）がいない世帯
13	各々の保護者の市民税が均等割のみを課されている世帯
14	市民税の所得割が課されている世帯で、当該所得割の合計額が低い世帯
15	次のいずれかの保護者がいない世帯 (1) 保育料を6か月以上滞納し、かつ、市が実施する納付相談等に応じていない保護者 (2) 保育料の納入に係る誓約に基づく支払を履行していない保護者
16	保護者の市民税の課税所得の合計額が低い世帯

備考

- 1 基準日は、各々の利用調整の申請に係る期限の日とする。ただし、9の項、10の項及び12の項は、利用日の属する年度の前年度の末日における年齢による。
- 2 判定基準の適用は、番号の低いものからとする。
- 3 5の項、6の項及び11の項の判定基準は、保護者のうち、いずれかの者が該当することをもって適用する。ただし、複数の保護者が該当する世帯がある場合は、当該世帯を優先するものとする。
- 4 9の項及び10の項の判定基準の適用は、その人数が同数の場合にあっては、兄弟姉妹の年齢の合計が低い世帯を兄弟姉妹の多い世帯とみなす。



# 重 要 確 認 事 項



## <共通事項>

- 1、施設の見学を事前に済ませ、保育内容・状況・開所時間等をご了承いただいたうえでお申込ください
- 2、入所申込に必要な書類は、受付期間最終日までに必ず提出してください  
※書類の提出がない場合は保育の必要性の確認ができないため、利用調整が不利になることがあります
- 3、18歳以上64歳未満の同居者で、保育の必要性の認定に係る証明書（就労証明書など）の提出がない場合、利用調整基準調整点が1人につきマイナス1点になります  
※（利用日が属する年度の初日時点の年齢・生年月日が昭和35年4月2日～平成18年4月1日の方）
- 4、病気や発育状況、食物アレルギー等で気になることがある場合は、申請前にご相談ください  
※保育施設の受け入れ態勢や保育環境によっては入所契約に至らない場合もあります
- 5、自己都合により内定辞退される場合は、年度内は利用調整基準調整点がマイナス10点になります  
※内定辞退をされた施設・事業を含めてすべての施設・事業を再度希望することができます
- 6、今回の利用調整申請の有効期限は年度内です
- 7、今後開設を予定している施設・事業について、工事進捗状況などにより、利用開始時期を変更する可能性があります
- 8、申込後・入園後、家庭や仕事の状況に変更があった場合は、必ず「令和6年度保育園・認定こども園のご案内」のP.21～24に記載されている書類を提出してください
- 9、医療的ケア（喀痰吸引・経管栄養・導尿など）を必要とするお子さんは、事前に保育幼稚園課にご相談ください

## <保護者の状況ごとの事項>

### ●育児休業

育児休業中の利用申込は、利用開始月の翌月10日までに申請時と同じ事業所・勤務時間数で復職していただくことが条件になります

### ●求職中

利用開始後、90日以内に就労を開始して、就労証明書を提出してください。提出がない場合は、退園となります

（4月利用開始の場合、6月29日までに就労開始済みの就労証明書の提出が必要。6月30日からの採用内定は不可）

### ●出産

出産要件で保育園に在園できる期間は、最長で出産予定月の2か月前から、出産月の2か月後までです。その後の継続在園はできません

## <園ごとの事項>

### ●保育ママ

食物アレルギーにより対応が必要な場合は原則ご利用いただけません

※お子様の保育の際に、医療行為等の配慮または措置が必要な際は受け入れができない場合がございます

### ●ベネッセ海園の街保育園

4歳児クラス以降は渋谷教育学園浦安こども園に進級となります

※渋谷教育学園浦安こども園利用には別途費用がかかります。詳しくは園までお問い合わせください（TEL 047-304-1220）

### ●小規模保育園、保育ママ、めぶき保育園

3歳児クラス以降は連携園へ進級となります